

3. 責任ある経営体制の確立のための方策

(1)金融機関の社会性・公共性を踏まえた経営理念

銀行のもつ社会的、公共的責任を強く認識するとともに、社会の理解と信頼をより確かなものとするために、平成8年6月に「経営理念」と「行動基準」を以下のように掲げた。

経営理念

「広く社会の発展に貢献し、お客様とともに歩む銀行」

- a. 質の高い金融サービスを提供し、お客様の期待に応え広く社会に貢献する。
- b. 健全かつ透明度の高い経営をおこない、社会の理解と信頼を深める。
- c. 自由闊達な行風と働きがいのある職場を創る。

行動基準

- a. お客様への感謝の気持ちを忘れず、誠意をもって行動します。
- b. より良いサービスの提供を心掛け、創意工夫に努めます。
- c. 原理原則・社会の常識に則り行動します。
- d. 何事も前向きに考え、責任をもって行動します。

経営理念を具体的に実践していくために、以下の方策を実施している。

中期経営計画での具体的推進

平成10年4月からスタートした中期経営計画では、前中期経営計画の路線である「特化型銀行」「透明度が高い銀行」「管理体制が強固な銀行」をさらに進めて、以下の目標を掲げている。

a. 高い付加価値の提供と推進強化

強みを更に磨き上げ、価値の高いサービス、情報を顧客に提供する。業務推進力と運用力を強め、これを着実に収益に結びつける。

b. 強固な財務体質と質の高い経営

顧客とマーケットの信頼を得るため、資産の良質化と経営の効率化を行い、強固な財務体質を構築する。また、経営の透明性と強固な管理体制を堅持する。

「経営懇話会」、「お客様座談会」の継続実施

お取引先および有識者からの忌憚のないご意見・アドバイスを経営に生かすことを目的として、平成8年6月より「経営懇話会」を開催し、以後半年毎に継続している。また、支店長がお客様のご意見・ご要望をお伺いし、より一層のコミュニケーションを図るため、平成8年2月より全店で「お客様座談会」を半年毎に開催している。

倫理規定の制定

平成10年5月に倫理規定として「大和銀行員の行動指針」を制定した。すでに「経営理念」「行動基準」によって、当行のあるべき姿や職員の日々の行動のあり方が示されてきたが、これらをさらに具体的な行動レベルで実践していくための手引書として、「お客様とともに歩む」「原理原則・社会の常識」「透明度の確保」「働きがいのある職場を創る」に分けて個別項目の指針を明示している。

「大和銀行員の行動指針」は全職員に配付しており、また、階層別の各研修会における倫理教育プログラムの中で、職員への徹底を図っている。

コンプライアンス体制の構築

コンプライアンス体制については、所管部の役割を明確に定めるとともに、全部店にコンプライアンス責任者を設置して、法令やルールの厳格な遵守と啓発・研修に努めている。

a. 所管部の役割

「ルールの方策」については、各業務の所管部が法律、政令、省令等を踏まえ、行内の規程、マニュアル、事務取扱手続等を策定している。また、法的事項についての調査研究、意見具申を総務部法務室が行い、コンプライアンス強化に関する諸施策の企画立案を業務管理室が行っている。

「ルールの周知徹底」については、策定した規程、マニュアル、事務取扱手続等の周知徹底を各業務の所管部が行っている。また、人事部が、入行時に就業規則に関する研修を行い、さらに各種研修会において職業倫理やコンプライアンスの重要性について研修している。また、総務部法務室では、法律知識の普及活動を行っている。

「遵守状況の監査・監視」については、検査部が各部店の事務の検査と業務の運営や管理等の監査を行っている。特に、平成10年10月からは本部各部におけるコンプライアンス項目の遵守状況を検査するため、検査対象を全本部に拡大した。また、業務運営における各種法令等の遵守状況の監視を、業務管理室

が行っている。

b.コンプライアンス責任者の設置

本部各部、営業店におけるコンプライアンスの徹底、指導とコンプライアンスに関する情報を一元管理する体制を整備するため、平成10年8月全部店にコンプライアンス責任者を設置することとし、各部店の次席者を任命した。

コンプライアンス責任者の職務は、各自の所属する本部、営業店におけるコンプライアンスの実施状況の日常的な監視や教育、啓蒙等であり、所管部や業務管理室と直接連絡することができる。

また、本部のコンプライアンス責任者は、所属する部署のコンプライアンス状況を定期的に業務管理室に報告し、業務管理室はこれを取りまとめて経営陣に報告する体制としている。

海外拠点においては、現地の法令や規則を厳格に遵守するため、平成8年2月より全拠点にコンプライアンス・オフィサーを設置している。

c.コンプライアンス・マニュアルの制定

上記のコンプライアンス体制を周知徹底し、コンプライアンス責任者の職務を規定することを目的として、平成10年10月にコンプライアンス・マニュアルを制定した。

さらに同月、全コンプライアンス責任者を集めて「コンプライアンス・マニュアル説明会」を開催し、その周知徹底を図っている。

(2)経営の意思決定プロセスと相互牽制体制

イ．経営の意思決定プロセス

「取締役会」では、法令、定款等に定める事項の他、行務に関する重要事項を審議・決定事項として明定しており、形式化・形骸化することなく、活発な討議を行っている。頻度としては月1回、定例的に開催している他、必要に応じて臨時に開催している。

代表取締役で構成する「経営会議」では、経営計画等、経営に関する全般的な重要事項ならびに重要な業務執行案件について決議、協議、報告することとしており、具体的に付議すべき事項については「経営会議付議基準」により明文化している。頻度としては月2回、定例的に開催しており、付議事項は原則として直後の「取締役会」に報告することとしている。

ALMや融資業務等に関する重要事項については、「ALM会議」、「融資・審査会議」等において決議、協議、報告することとしており、これらの会議の付議結果等については「経営会議」等に報告することとしている。

また、取締役それぞれの職務については、所管部及び担当部を明定し、さらに各部の事務分掌を「事務分掌規程」に明記することにより、責任分担を明確化している。「事務分掌規程」により定められた各部の所掌事務に関する役員及び部内の各役職の権限については、「決裁権限規程」により明定し、効率的な意思決定を図る一方で、権限の過度の集中や極端な下部委譲が起こらないよう適正な運営に努めている。

上記のような意思決定の仕組みに加えて、経営の透明度を高め、情報共有による役員間、部門間の相互チェックを実効あるものとするため、意思決定に至るまでの過程で各部施策等につき協議したり、施策の実施状況につき報告等を行う場として、「役員会」、「業務計画会議」、「本部部長会」等の会議を開催している。また、「取締役会」に対して特定事項につき建議し、あるいは諮問に答申することを目的とする「委員会」を業務上の必要に応じて設けており、現在は、「投資・経費委員会」、「管理体制改善委員会」等を開催している。

ロ．相互牽制体制

当行は、ニューヨーク事件の反省を踏まえ、「透明度の高い銀行」を目指すべき銀行像として掲げた。経営の透明度を高め、情報共有による役員間の相互チェックを実効あるものとするのが重要であると考えている。

具体的には、前述のような会議等を通じ、役員間の情報共有と相互チェックを行っている他、「ALM会議」、「融資審査会議」等、一部役員のみがメンバーとなっている会議等については、その内容を「取締役会」や「経営会議」に報告する仕組みとすることにより、メンバー以外の役員にも情報と問題認識の共有化が図られるよう努めている。

特に、所管部門以外には情報が開示されにくかった不祥事件や業務上の事故等については、特定部門のみで事件が処理されることを防止するために、「経営会議」の付議事項に報告すべき事項として明記して所管部以外にも情報が開示される仕組みを確立しており、また、問題となる行為等が発見・指摘された場合の実態解明と原因追求のため「不祥事件等処理規程」を制定し、行内体制を整備している。

「経営会議」については、この他、監査役が出席して意見を述べることができる旨、「経営会議規程」に明記しており、監査役は常時、出席して積極的に発言を行っている。

また、組織体制についても、相互牽制確保に十分配慮したものとしており、特に、業務推進部門と管理部門を明確に分離することで、相互牽制が働く組織体制としている。

平成8年1月には、経営判断や諸施策の適法性を検証し、行内インサイダー情報を統括する部署として「業務管理室」を設置した。また、総務部に法務室を設け、通常業務における適法性チェックを行う体制を整備するとともに、重要な個別案件については、弁護士を活用している。

(図表8) 経営諸会議・委員会の状況

会議・委員会名	議長	メンバー	担当部署	開催頻度	目的・討議内容
取締役会	頭 取	役員全員	総務部	月1回	行務に関する重要事項の審議・決定、取締役の職務執行の監督
経営会議	頭 取	代表取締役	企画部	月2回	経営に関する全般的な重要事項ならびに重要な業務執行案件の決議・協議・報告
A L M会議	メンバーの中から頭取が任命(現在は副頭取)	副頭取および関係部門の所管役員、担当役員、部長	企画部	月1回	A L Mに関する重要事項の決議・協議・報告
融資・審査会議	副頭取	関係部の所管役員・部長	融資企画部	原則月1回以上	融資業務全般に関する重要事項の決議・協議・報告
役員会	頭 取	役員全員	秘書室	週1回	行務の執行状況報告
業績計画会議	頭 取	代表取締役および関係部の所管役員・部長	企画部	月1回	月次の収益フォロー、業務推進施策の協議
本部部長会	企画担当 代表取締役	本部各部長	企画部	月1回	本部における各部間の横断的な課題の協議
投資・経費委員会	副頭取	企画・人事・管財・国内業務・国際業務の各担当役員および企画・管財の各部長	企画部	期初・期末	投資・経費(人件費、物件費)の効果的な統制に関する企画立案、審議、建議、所管部への助言
管理体制改善委員会	頭 取	副頭取・企画部所管役員および関係各部長	企画部	随時 (過去1年間の開催は3回)	検査体制・事務管理・人事管理・業務管理・情報管理の総点検および体制整備
2000年問題委員会	企画部 所管役員	システム企画部所管役員および関係各部長	システム 企画部	随時 (過去1年間の開催は5回)	コンピュータ2000年問題に関する企画立案、審議、建議、所管部への助言、行内対応の統括・進捗管理

(注)開催頻度が不定期の場合は、過去1年間の開催回数を記入しております。

(図表9)担当業務別役員名一覧

担当業務	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	現在
【頭取・副頭取等】						
会長	安部川澄夫	安部川澄夫	安部川澄夫	-	-	-
副会長	太田赳	-	-	-	-	-
頭取	藤田彬	藤田彬	藤田彬	海保孝	海保孝	海保孝
副頭取	遠藤義一	海保孝	海保孝	砂原和彌	砂原和彌	川上敏朗
副頭取 (東京)	團野精一	團野精一	安井健二	川上敏朗	川上敏朗	勝田泰久
	-	安井健二	-	源氏田重義	-	-
【業務管理室】						
室長	-	-	-	田中貞夫	砂原和彌(副)	川上敏朗(副)
副室長	-	-	-	-	岩尾崇(常)	勝田泰久(副)
【企画部等所管】						
企画部	近藤宏(専)	近藤宏(専)	砂原和彌(専)	-	勝田泰久(専)	井口靖久(専)
関連事業部	-	川上敏朗(専)	川上敏朗(専)	田中貞夫	勝田泰久(専)	井口靖久(専)
東京企画部	源氏田重義(専)	國定浩一(常)	勝田泰久(常)	勝田泰久(常)	岩尾崇(常)	-
【企画部等部長】						
企画部	-	黒石輯	黒石輯	田中貞夫	田中貞夫	田中貞夫
関連事業部	-	-	-	-	田中貞夫	-
東京企画部	-	-	-	大谷昭義	大谷昭義	-
【営業企画部等所管】						
営業企画部	-	-	-	-	鈴木剛夫(常)	松田良一(専)
支店部	-	-	-	-	鈴木剛夫(常)	松田良一(専)
営業統括部	亀川暢夫(常)	-	川上敏朗(専)	-	-	-
東京支店部	-	-	-	-	鈴木剛夫(常)	黒石輯(専)
【営業企画部等部長】						
営業企画部	-	-	-	-	-	山本功
支店部	-	-	-	-	上田泰弘	上田泰弘
営業統括部	松田良一	中島勇夫	川合宣弘	川合宣弘	-	-
東京支店部	-	-	-	辻征二	辻征二	-
東京営業統括部	中島勇夫	勝田泰久	岩尾崇	-	-	-
【渉外部等所管】						
渉外部	西山金良(常)	西山金良(専)	西山金良(専)	西山金良(専)	川合宣弘(常)	川合宣弘(常)
	亀川暢夫(常)	-	國定浩一(常)	-	-	-
金融法人部	-	-	-	-	-	川合宣弘(常)
東京金融法人部	-	-	-	-	-	吉野正芳(常)
東京渉外部	中島勇夫	勝田泰久	岩尾崇	辻征二	辻征二	-
【渉外部等部長】						
渉外部	-	川合宣弘	-	-	-	-

担当業務	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	現在
【市場管理部等所管】						
市場管理部	-	-	-	砂原和彌(副)	勝田泰久(専)	大山正弘(常)
資金証券部	砂原和彌(常)	砂原和彌(専)	砂原和彌(専)	國定浩一(専)	國定浩一(専)	山本功
市場営業部	-	-	-	-	-	大谷昭義
証券業務部	-	-	-	-	-	松田良一(専)
資本市場部	清柳由朗(常)	砂原和彌(専)	國定浩一(常)	砂原和彌(副)	鈴木剛夫(常)	-
	-	鈴木剛夫	-	-	-	-
【市場管理部等部長】						
市場管理部	-	-	-	山本功	山本功	-
【国際部等所管】						
国際部門統括	-	安井健二(副)	-	源氏田重義(副)	-	-
国際部	安井健二(専)	-	-	國定浩一(専)	國定浩一(専)	大山正弘(常)
国際業務部	安井健二(専)	-	山路弘行(常)	-	-	-
	清柳由朗(常)	-	-	-	-	-
国際資金証券部	安井健二(専)	-	山路弘行(常)	-	-	-
国際審査部	海保孝(専)	糸島司郎(常)	山路弘行(常)	-	-	-
	安井健二(専)	-	-	-	-	-
アジア地区担当	-	-	-	出澤克久(常)	出澤克久(常)	-
米州業務部	安井健二(専)	山路弘行(常)	山路弘行(常)	-	-	-
香港業務部	安井健二(専)	-	-	國定浩一(専)	國定浩一(専)	大山正弘(常)
米州企画室	安井健二(専)	-	津田昌宏	-	-	-
【国際部等部長等】						
国際部	森篤史	津田昌宏	山路弘行(常)	大山正弘	大山正弘	大谷昭義
国際業務部	-	鈴木剛夫	-	-	-	-
米州業務部	D. H. Drewery	D. H. Drewery	D. H. Drewery	-	-	-
香港業務部	出澤克久	-	大山正弘	-	-	-
海外支店長 ・現地法人 社長等	木村維夫(常)	山路弘行(常)	津田昌宏	-	-	伊東清恵
	山路弘行(常)	-	大山正弘	-	-	-
	出澤克久	-	-	-	-	-
【信託業務部等所管】						
信託業務部	村尾啓一(専)	近藤宏(専)	川上敏朗(専)	木村勇雄(常)	岩尾崇(常)	黒石輯(専)
プライベートバンク ク部	-	-	-	-	岩尾崇(常)	外越久雄
本店不動産部	-	近藤宏(専)	川上敏朗(専)	川合宣弘	鈴木剛夫(常)	-
東京不動産部	-	源氏田重義(専)	源氏田重義(専)	外越久雄	外越久雄	-
【信託業務部等部長】						
信託業務部	木村勇雄	木村勇雄	木村勇雄	外越久雄	外越久雄	外越久雄

担当業務	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	現在
【年金信託部等所管】						
年金部門統括	-	-	-	松田良一(常)	松田良一(常)	松田良一(専)
年金信託部	野々山浩(常)	野々山浩(常)	松田良一(常)	-	-	-
年金信託業務部	-	野々山浩(常)	松田良一(常)	-	-	-
信託財産運用部	-	野々山浩(常)	松田良一(常)	-	-	-
信託運用部	村尾啓一(専)	-	-	-	-	-
年金信託運用部	野々山浩(常)	-	-	-	-	-
東京年金業務部	-	-	-	-	吉野正芳	吉野正芳(常)
東京年金信託業務部	寺田一彦(常)	源氏田重義(専)	源氏田重義(専)	-	-	-
【年金信託部等部長】						
年金信託部	-	-	-	-	-	丸嶋昭治
年金業務部	-	-	-	-	原邦継	原邦継
年金信託業務部	野々山浩(常)	-	-	-	-	-
信託財産運用部	-	-	-	青柳良	青柳良	-
年金信託運用部	-	-	-	青柳良	-	-
東京年金業務部	-	-	-	岩尾崇	-	-
【総務部等所管】						
総務部	川上敏朗(常)	川上敏朗(専)	川上敏朗(専)	井口靖久(常)	長岡壽男(常)	青柳良(常)
人事部	川上敏朗(常)	川上敏朗(専)	川上敏朗(専)	-	-	-
検査部	川上敏朗(常)	中川眞一	中川眞一	中川眞一	勝田泰久(専)	川上敏朗(副)
管財部	-	-	-	-	-	青柳良(常)
庶務部	砂原和彌(常)	砂原和彌(専)	砂原和彌(専)	長岡壽男(常)	長岡壽男(常)	-
システム企画部	-	-	-	-	-	青柳良(常)
システム部	近藤宏(専)	近藤宏(専)	長岡壽男(常)	長岡壽男(常)	長岡壽男(常)	-
事務部	近藤宏(専)	近藤宏(専)	長岡壽男(常)	長岡壽男(常)	長岡壽男(常)	青柳良(常)
【総務部等部長】						
人事部	-	中川眞一	中川眞一	中川眞一	森重鉄雄	森重鉄雄
事務部	長岡壽男	長岡壽男(常)	-	-	-	-
【融資部等所管】						
調査部	近藤宏(専)	近藤宏(専)	勝田昱宏(常)	井口靖久(常)	井口靖久(常)	井口靖久(専)
融資企画部	-	-	-	-	-	井口靖久(専)
融資部	-	勝田昱宏(常)	勝田昱宏(常)	井口靖久(常)	井口靖久(常)	井口靖久(専)
審査部	-	-	-	井口靖久(常)	井口靖久(常)	井口靖久(専)
審査第一部・第二部	勝田昱宏(常)	勝田昱宏(常)	勝田昱宏(常)	-	-	-
東京融資部	海保孝(専)	-	勝田泰久(常)	勝田昱宏(専)	勝田昱宏(専)	黒石輯(専)
東京審査部	海保孝(専)	糸島司郎(常)	勝田泰久(常)	勝田昱宏(専)	勝田昱宏(専)	黒石輯(専)
【融資部等部長】						
融資部	勝田昱宏(常)	-	井口靖久	-	丸山孝雄	丸山孝雄
審査第二部	井口靖久	井口靖久	-	-	-	-
東京融資部	糸島司郎	糸島司郎(常)	辻征二	丸山孝雄	-	-

担当業務	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	現在
【本店営業部等部長等】						
本店営業部	勝田泰久	松田良一	鈴木剛夫	鈴木剛夫(常)	中川眞一(常)	中川眞一(常)
東京営業部	國定浩一(常)	出澤克久	出澤克久	黒石輯	黒石輯(常)	辻征二(常)
本店公務部	-	-	河本直彦	河本直彦	河本直彦	河本直彦(常)
東京公務部	-	-	吉野正芳	吉野正芳	-	渡邊清則
国内支店長	鈴木剛夫	岩尾崇	-	-	-	石田栄次
	-	-	-	-	-	近藤順司
【監査役】						
常任監査役	宗宮英韶	宗宮英韶	宗宮英韶	宗宮英韶	宗宮英韶	宗宮英韶
	岩成達也	岩成達也	近藤宏	近藤宏	近藤宏	勝田昱宏
	奥貫雄	寺田一彦	寺田一彦	寺田一彦	木村勇雄	木村勇雄
社外監査役	-	大西正文	大西正文	大西正文	大西正文	大西正文
	-	平岩新吾	平岩新吾	平岩新吾	平岩新吾	平岩新吾

(注)1.各年度7月1日(7年度のみ7月3日)現在の役員所管を記載しております。

(上記の基準日以外の日における退任、所管変更等については省略しております)

2.【頭取、副頭取等】及び【監査役】の部分を除き、役職名は以下の略号で記載しております。

(副)：副頭取、(専)：専務取締役、(常)：常務取締役、(略号なし)：取締役

(3)自主的・積極的なディスクロージャー

金融機関は信用機能・決済機能の担い手として高い公共性と社会的責任を有しており、内外の信頼を確保するため、情報開示を通じて経営の透明性を高めることが重要な課題と考えている。特に最近の我が国金融システムに対する不信感の増大の中で、個別金融機関の経営内容についても高い関心が持たれており、情報開示の重要性は一層高まっている。

当行では、平成7年のニューヨーク事件を教訓に、金融機関の持つ社会的・公共的責任を重く受け止めるとともに、社会の理解と信頼をより確かなものとするために、前中期経営計画において「透明度の高い銀行」を目指すべき銀行像として掲げた。平成10年4月にスタートした新中期経営計画においても、引続き「経営の透明性の堅持」を掲げ、より幅広く分かりやすい形で情報開示を行うよう努力している。

当行が具体的に取り組んでいる施策は以下の通りである。

経営懇話会の開催

お客様や有識者の方々から忌憚のない意見を承り、今後の銀行経営に反映させていただくとともに、経営トップから当行の経営方針、経営姿勢を説明することで、経営の透明性を高めている。

お客様座談会の実施

お客様とのより一層のコミュニケーションを図るため、各営業店で支店長がお客様のご意見、ご要望をお伺いし、ご指摘いただいた問題点等について順次改善を図るとともに、お客様に対して当行の経営方針、営業姿勢を説明している。

株主総会の公開

平成9年に引続き平成10年も、テレビモニターを通じて報道関係者に株主総会を公開した。

IRミーティングの実施

機関投資家やアナリストの方々を対象としたIRミーティングを実施し、頭取より当行の業績や戦略等について説明し、理解を深めていただけるよう努めている。

ディスクロージャーの拡充

法律に基づく営業報告書、有価証券報告書やディスクロージャー誌以外に、平成8年より、個人のお客様向けに直近の決算概要等を記載した小冊子「はい、大和銀行です。」を作

成し、全営業店の窓口で配布している。

また、平成8年6月に開設したインターネットのホームページで、決算内容や業務内容等の当行の概要を開示している。

さらに、平成9年度中間決算からはアジア諸国における経済危機に鑑み、アジア向け貸出の状況を自主的に開示しており、また、本年度のディスクロージャー誌においては、「業務別収益の状況」を独自で開示するなど、積極的にディスクロージャーの拡充に努めている。

こうした施策の他に、通常よりタイムリー・ディスクロージャーに努めており、当行のこうした姿勢は、日本証券アナリスト協会のレポート（「リサーチ・アナリストによるディスクロージャー優良企業選定(平成10年度)」）においても評価対象銀行14行中3位となる等、外部からも一定の評価を得ている。

不良債権の状況に関する情報開示については、これまで比較可能性を重視し、概ね全国銀行協会連合会の統一開示基準に従い、以下のとおり、順次開示範囲を拡大してきた。

平成5年3月～ 破綻先債権額、延滞債権額

平成8年3月～ 上記に加え、金利減免等債権額、経営支援先債権額

平成10年3月～ 上記に加え、3ヶ月以上延滞債権額、貸出条件緩和債権額（リスク管理債権額）

また、前述のとおり、平成9年9月中間決算からはアジア諸国における経済危機に鑑み、アジア向け貸出の状況を自主的に開示している。

平成10年には、マスメディア等において自己査定結果の開示を求める声が強まった。しかし、当行は、金融機関の自己査定、とりわけ要注意先に対する一般の理解が十分に浸透していない面がある中で自己査定結果を開示することは、経営状態が回復する見込みがある先についても債権回収等を助長することとなる可能性が高く、大幅な信用収縮につながりかねない、との考え方から開示を見送ってきた。

平成11年3月期には、リスク管理債権額に加えて、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく査定額の開示を行うこととなる。同法の開示基準は、自己査定における債務者区分をベースとしつつ、要注意先債権のうち深刻な状況にないものを正常債権としたものと理解しており、上記の考え方からも望ましいものと考えている。

また、銀行法の改正に従い、連結ベースの不良債権額の開示を行うこととなる他、分類債権の直接償却も予定しており、不良債権に関する情報の開示は相当拡充されるとともに、より分かりやすいものとなると考えている。

(4)従来の経営責任についての考え方

ニューヨーク事件の巨額損失を考慮して、役員報酬については、平成7年11月から平成9年3月までの1年5か月にわたり、最大で30%のカット、役員賞与については平成7年下期以降現在まで支給していない。

バブル崩壊後増大した不良債権問題を反省し、この問題を早期に解決することが当行の経営上の最重要課題であるという認識のもと、不良債権の発生防止、不良債権化した資産の早期回収を図るため、以下のような改善策を実施した。

- ・融資業務の重要事項を審議する融資審査会議について、平成10年7月に融資戦略・信用リスク管理等の重要事項の付議基準を内規上明文化するとともに、付議結果の経営会議への報告を義務づけることとした。
- ・不良債権の発生を未然に防ぐため、融資業務全般に関する企画立案ならびに信用リスクを統合管理する組織として、平成10年7月に融資企画部を新設した。
- ・不良債権の発生を未然に防ぐとともに、不良債権の回収により資産の健全化を図るため、平成10年7月に審査部・東京審査部内に取引先企業の経営再建支援チームや回収専担チームの設置を行った。

このような状況を踏まえ、平成9年3月期決算は黒字決算であったが、役員賞与は引き続き支給停止を継続した。

平成10年3月期決算において、日本版ビッグバンの本格的到来を前に不良債権問題の早期決着を目指し、3,899億円の不良債権処理を実施、当期純損失は528億円を計上するに至った。このような状況を重く受け止め、役員報酬についても、平成10年4月から再度カットすることとし、最大で20%弱のカットを行った。

また、平成10年7月には、役員報酬額を定めたテーブル自体を見直し、カット後の水準をベース水準とする改訂を行っている。このテーブルの改訂により、退職慰労金の算定にも反映されることになった。

(参考) 役員報酬カットの状況(支給月ベース)

平成7年11月～8年3月	10～30%カット	(7年9月、NY支店で巨額損失発覚)
平成8年4月～9年3月	5～15%カット	
平成9年4月～10年3月	テーブル通り	(9/3期当期純利益 135億円)
平成10年4月～10年6月	5.6～19.9%カット	(10/3期当期純損失 528億円)
平成10年7月～	テーブル改訂	

4. 配当等により利益の流出が行われないための方策等

(1) 資本注入前の資本政策

イ. 基本的考え方

銀行経営の健全性を確保し、銀行の公共的・社会的使命として資金の円滑な供給を行っていくためには、自己資本の充実を図ることが極めて重要であると考えます。

当行では、平成2年以降、株式市場における自己資本調達に困難となる中、株価変動の影響を受けることのない自己資本の構築を目指しTier 1 に算入される劣後調達を行ってきたが、一方で海外の格付会社は自己資本、とりわけTier 1 の水準を重視していることから、当行としても、劣後調達に加え、Tier 1 の充実につながる自己資本の増強にも努めてきた。具体的には、平成4年7月の強制交換劣後債、平成6年3月のステップダウン交換劣後債、平成7年7月の優先株式と独自のスキームを開発し、常に国内株式市場への影響を極力抑えるべく発行額、発行市場、発行条件に配慮しつつ、適切なインターバルを置きながら積極的にTier 1 の強化に取り組んできた。

ロ. 発行済株式の資本組入額の減少、株式の併合、消却等を行わない場合、その理由

現状、いわゆる「資本割れ」（貸借対照表上の純資産額が資本金の額を下回る状況）や「債務超過」（財産をもって債務を完済することができない状況）といった状態にないため、減資等を行う必要性はない。

ハ. 配当、役員報酬・賞与についての考え方

配当については、業績に見合った配当という基本を踏まえつつ、安定的かつ継続的な配当を行っていきたいと考えてきた。さらに、銀行の公共性の観点から内部留保による財務体質の強化も考慮に入れて配当を決定してきた。

具体的には、平成7年3月期まで年7円配当（普通株）としていたが、ニューヨーク事件のあった平成8年3月期は年4円50銭の配当とし、以降は平成10年3月期まで年6円配当としてきた。

しかし、平成10年9月中間期は、年度通期の業績予想が抜本的な不良債権処理により2期連続の赤字決算となること、加えて公的資金による資本注入も前向きに検討していることを踏まえ、1円50銭減配し、1円50銭とした。また、期末配当も同様に1円50銭とし、11年3月期については年間配当を3円とする方針である。

役員報酬については、平成7年11月以降、一部の期間を除きカットを継続しており、平成10年7月には、退職慰労金が減額となる改定も実施した。

また、役員賞与については、平成7年度から支給していない。

(2)資本注入後の資本政策

イ. 基本的考え方

本件優先株式の発行及び第三者割当増資により、国際統一基準による連結自己資本比率は平成11年3月末で13.30%となり、Tier 比率も8.26%となる見込みである。

一方、当行は平成12年3月末までに海外の支店・出張所を全廃する予定であり、これに伴い、自己資本比率規制上は国内基準適用行に移行することになる。従って、規制上、要求される自己資本比率は4%となる。

しかし、健全な財務体質の維持という観点からは、規制上必要な水準が下がったとしても、安易に自己資本比率を引き下げることが望ましくなく、今後も、少なくとも国際統一基準で要求される8%の水準を維持したいと考えている。

このため、当面、利益の流出を抑制し、今回の優先株式について利益による消却等を行った場合でも8%程度のTier の水準を維持できるよう内部留保の充実に努めていく方針である。

一方、Tier に計上される劣後調達については、銀行破綻時に一般債権者の回収可能性を高める機能により銀行の信用を高めるものの、営業継続を前提とする限り損失の処理原資とはなりえず、コストの高い調達に過ぎないという面があることから、今後は抑制していく方針である。

ロ. 配当、役員報酬・賞与についての考え方

配当については、引続き安定的かつ継続的な配当という面に留意する必要があるものの、今回の優先株式について利益による消却等を行いうるだけの内部留保の充実に図るため利益の流出を抑制することとし、平成12年3月期以降も当面の間、平成11年3月期と同じく年間配当3円とする方針である。

役員報酬・賞与については、現在カットを継続中であり、また取締役数も平成4年3月の33名から7名削減し、平成10年9月現在26名としている。

今後、更に取締役を11名削減し、平成15年3月には15名とする予定である。

5. 資金の貸付けその他信用供与の円滑化のための方策

基本的な取組み姿勢

当行は創業以来、中小企業の資金調達に資することを経営の基本精神としてきた。この精神は現在の経営理念「広く社会の発展に貢献しお客様とともに歩む銀行」に受け継がれている。

「2.(2)業務再構築のための方策」に記載したように、今後はスーパー・リージョナル・バンクとして海外業務を縮小し、地盤である関西を中心にリテール業務を強力に推進していく方針である。

中でも、資金調達の選択肢が限られているために現在の厳しい金融環境の影響を大きく受ける中小企業・個人の資金需要に積極的に対応していく方針であり、現在約70%の中小企業等貸出比率を、将来的には約80%まで高めることを目標としている。

貸出計画

(図表10) (次ページ) のように、平成12年3月期においては国内貸出を約5,000億円、うち中小企業向け貸出を約3,000億円、個人向け貸出を2,000億円増加させる計画である(いずれもインパクトローンを除くベース)。

また、平成15年3月期までに、国内貸出を約1兆円、うち中小企業・個人向け貸出を約1兆6,000億円増加させる計画である。

今回の優先株式の発行の他、以下のような施策により貸出余力の創出にも努める。

- ・ 第三者割当増資522億円
- ・ 海外の銀行業務撤退による海外資産の圧縮
- ・ 保有株式の圧縮(平成13年3月期までに3,000億円、平成15年3月期までに5,000億円)
- ・ 個人預金6,000億円の増強

その他信用供与円滑化のための方策

中小企業のお客様向けの商品・サービスの企画立案機能を強化し、また、営業店における中小企業取引推進活動を支援するため、国内営業を統括する支店部内に法人リテール推進室を設置した。(平成10年7月)

健全な事業を営む中小企業のお客様を支援するため、資金量総額1,000億円の中小企業向け特別融資枠「中小企業支援ファンド」を設置した。(平成10年11月)

(図表10)貸出金の推移
(残高)

(億円)

		10/3月末 実績 (A)	10/9月末 実績 (B)	未平比率	11/3月末 見込み (C)	12/3月末 計画 (D)
国内貸出	インバクトロ-ンを含む ^ハ	- 7108,077	104,236	101.63%	100,023	104,075
	インバクトロ-ンを除く ^ハ	- 7103,137	100,671	101.45%	98,835	103,725
中小企業向け(注1)	インバクトロ-ンを含む ^ハ	- 760,036	55,263	-	52,318	55,160
	インバクトロ-ンを除く ^ハ	- 755,621	53,746	-	51,852	55,020
うち保証協会保証付貸出		5,267	4,940	100.59%	5,236	5,750
個人向け		18,848	18,430	-	18,054	20,060
うち住宅ローン		13,468	13,204	100.20%	13,023	14,035
その他		29,193	30,543	-	29,651	28,855
海外貸出(注2)		3,629	3,394	-	1,824	1,000
合計		111,706	107,630	-	101,847	105,075

(同・実勢ベース<下表の増減要因を除く>)

(億円)

		10/3月末 実績 (A)	10/9月末 実績 (B)+(F)	未平比率	11/3月末 見込み (C)+(G)	12/3月末 計画 (D)+(G)+(H)
国内貸出	インバクトロ-ンを含む ^ハ	- 7108,077	107,756	100.97%	108,445	116,012
	インバクトロ-ンを除く ^ハ	- 7103,137	104,191	100.77%	107,257	115,662
中小企業向け(注1)	インバクトロ-ンを含む ^ハ	- 760,036	56,432	-	57,446	61,003
	インバクトロ-ンを除く ^ハ	- 755,621	54,915	-	56,980	60,863

(注1)中小企業とは、資本金1億円(但し、卸売業は30百万円、小売業、飲食業、サービス業は10百万円)以下の会社または常用する従業員が300人(但し、卸売業は100人、小売業、飲食業、サービス業は50人以下)の会社を指しております。

(注2)当該期の期末レートで換算しております。

インバクトロ-ンは外貨インバクトロ-ンおよびユーロ円インバクトロ-ンの合算です。

ユーロ円インバクトロ-ンは、国内貸出の「インバクトロ-ンを含む^ハ-ス」に計上しているため、海外貸出には計上していません。

(不良債権処理等に係る残高増減)

(億円()内はうち中小企業向け)

	9年度中 実績 (E)	10/上期中 実績 (F)	10年度中 見込み (G)	11年度中 計画 (H)
貸出金償却	119(91)	21(19)	80(78)	300(300)
CCPC向け債権売却額	55(55)	16(16)	30(30)	- (-)
債権流動化(注3)	1,688(77)	2,528(265)	2,602(170)	3,000(200)
会計上の変更(注4)	- (-)	- (-)	3,270(2,500)	- (-)
協定銀行等への資産売却額(注5)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
その他不良債権処理関連	1,419(1,419)	955(869)	2,440(2,350)	215(215)
計	3,281(1,642)	3,520(1,169)	8,422(5,128)	3,515(715)

(注3)一般債権流動化のほか、債権の証券化を含んでおります。

(注4)会計方法の変更により資産から控除される間接償却部分等を計上しております。

(注5)金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第53条で定められた協定銀行等への債権売却額。

6. 株式等の発行等に係る株式等及び借入金につき利益をもってする消却、払戻し、償還又は返済に対応することができる財源を確保するための方策

(1)消却、払戻し、償還又は返済についての考え方

今回の優先株式は長期・安定的な資本としての活用を前提として10年目に普通株式に一斉転換する商品性としている。

しかし一方で、優先株式を保有する協定銀行が市中売却により資金を全額回収しうよう、12年間で利益による消却等を行いうるだけの内部留保を積み増し、普通株式の価格低下の防止を図る方針である。

具体的には、下表のとおり、平成12年3月期～15年3月期の4年間で内部留保を960億円増加させる計画であり、これは今回の優先株式の発行金額4,080億円の約4分の1に相当する。

平成16年3月期～23年3月期の8年間で残りの3,120億円の内部留保を積み増すものとして計算すると、必要となる内部留保積み増し額は年間390億円であるが、その間の利益水準が平成14年度の利益水準と同程度かそれ以上であれば、余裕を持って達成可能である。

【内部留保積み増し計画】

(億円)

	12/3月期	13/3月期	14/3月期	15/3月期	累計
期首株主資本	9,348	9,417	9,584	9,911	-
当期利益	160	280	440	510	1,390
配当(注)	91	112	112	112	427
内部留保	69	167	327	397	960
期末株主資本	9,417	9,584	9,911	10,308	-
株主資本成長率	0.74%	1.77%	3.41%	4.01%	-

(注)期末株主資本に影響する前期の期末配当金及び当期の中間配当金を計上しているため、(図表1-1)及び(図表1-2)に記載の各期の配当金とは一致しておりません。

(2)収益見通し

イ．今後5年間の収益計画とその主要前提条件が変化した場合の変動見通し

(図表11)収益見通し (億円)

	11/3月期	12/3月期	13/3月期	14/3月期	15/3月期
基準シナリオ(A)	800	655	930	1,070	1,200

(前提条件)金利：13/3月期までは現行水準で横置き、14/3月期、15/3月期は0.5%ずつ上昇。
(通算1%上昇)。

株価：10年9月末の水準(日経平均13,406円)で横置き。

為替：10年9月末の水準(1US\$=135.35円)で横置き。

基準シナリオに対する変動見通し (億円)

	11/3月期	12/3月期	13/3月期	14/3月期	15/3月期
楽観的シナリオ(B)	800	670	970	1,180	1,350
変化額(B)-(A)	-	15	40	110	150
悲観的シナリオ(C)	800	655	895	1,000	1,095
変化額(C)-(A)	-	-	35	70	105

楽観的シナリオ

(前提条件)金利：14/3月期までは現行水準で横置き、15/3月期は0.5%上昇。

株価：11/3月期末日経平均15,000円。以降、毎年1,000円上昇(15/3月期末19,000円)。

為替：基準シナリオと同じ。

(基準シナリオからの変化額150億円(15/3月期)の内訳)

資金利益銀行・信託合算の増加 35億円(金利上昇後倒しによる期間損益の影響)

年金信託等の信託報酬の増加 107億円(受託財産及び株価上昇による時価残高の増加を見込)

その他手数料収入の増加 7億円

悲観的シナリオ

(前提条件)金利：12/3月期までは現行水準で横置き、13/3月期は0.5%、14/3月期、15/3月期は1%ずつ上昇(通算2.5%上昇)。

株価：基準シナリオと同じ。

為替：基準シナリオと同じ。

(基準シナリオからの変化額 105億円(15/3月期)の内訳)

資金利益銀行・信託合算の減少 105億円(金利上昇前倒しによる期間損益の影響)

ロ．リスク調整後の部門別収益率の見通し

(単位：億円)

	9/3月期 (8年度) 実績	10/3月期 (9年度) 実績	11/3月期 (10年度) 見込	12/3月期 (11年度) 計画	13/3月期 (12年度) 計画	14/3月期 (13年度) 計画	15/3月期 (14年度) 計画
合 計							
リスク調整後収益率	0.80%	0.86%	0.76%	0.65%	0.91%	1.03%	1.13%
業務純益	983	965	801	655	930	1,070	1,200
リスク・アセット	122,147	111,701	105,000	101,500	102,000	104,000	106,000
主要業務部門別内訳							
国内業務部門（所管部署：支店部・東京支店部）							
リスク調整後収益率	0.08%	0.18%	0.14%	0.46%	0.68%	0.83%	0.90%
業務純益	65	145	105	362	547	685	770
リスク・アセット	85,444	80,416	77,000	79,000	80,500	83,000	85,500
市場業務部門（所管部署：市場営業部）							
リスク調整後収益率	9.32%	5.13%	5.47%	4.70%	4.89%	5.37%	6.14%
業務純益	63	52	57	49	51	56	64
リスク・アセット	676	1,013	1,043	1,043	1,043	1,043	1,043
証券業務部門（所管部署：資金証券部・証券業務部）							
リスク調整後収益率 (銀行債券五勘定・信託証券五勘定除く)	4.34% (2.25%)	3.41% (1.58%)	3.86% (1.07%)	0.89% (0.89%)	1.06% (1.06%)	1.01% (1.01%)	1.14% (1.14%)
業務純益 (銀行債券五勘定・信託証券五勘定除く)	801 (416)	638 (296)	694 (192)	147 (147)	164 (164)	152 (152)	166 (166)
リスク・アセット	18,452	18,710	18,000	16,500	15,500	15,000	14,500

(注)1. リスク調整後収益率 = 業務純益 / リスク・アセット × 100

2. 国内業務部門の業務純益は信託不良債権処理前の計数。

3. 信託業務、年金業務は、業務純益とリスク・アセットとの関連性が薄いため内訳として記載していない。ただし、合計欄は、信託業務、年金業務の計数を含む。

4. リスク・アセットは自己資本比率基準（国際統一基準）に基づくリスク・アセットの計数を利用。（信用リスク・アセット（オン・オフバランス）、マーケットリスク相当額に係る額を含む。）

全体のリスク調整後収益率の向上のためには、国内業務部門の収益率改善を図ることが不可欠であり、国内業務の収益率改善が中心的施策となる。

（国内業務）

・ 中小企業・個人向け貸出増加（1兆6000億円）、大企業向け貸出削減（6,000億円）、個人預金増加等による資金収支の改善により、国内業務部門のリスク調整後収益率は向上。

（平成10年度 0.14% 平成14年度 0.90%）

（市場業務）

・ 現状のリスク・アセットを維持しつつ、経費の削減、顧客取引の拡大により収益率は向上。

（証券業務）

・ 平成11年度以降、債券五勘定の損益をゼロとしており、証券業務の収益率は低下。ただし、株式の簿価圧縮によるリスク・アセットの削減により、平成12年度以降の収益率は改善。

7. 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

(1) 各種リスク管理の状況

イ. リスク管理の基本方針

金融の自由化の進展に伴い、銀行の抱えるリスクも多様に、またより複雑なものとなってきた。このような中、経営の健全性を確保し、各種リスクに見合った収益をあげるためには、リスクを適正に把握し、コントロールする必要がある。

管理すべきリスクの種類

「量的に管理するリスク」と「質的に管理するリスク」に区分して管理している。

- ・量的に管理するリスク : 信用リスク、金利リスク、カントリーリスク、マーケットリスク、流動性リスク
- ・質的に管理するリスク : オペレーショナルリスク、EDPリスク、法務リスク、レピュテーションリスク

リスク管理の組織・体制

業務推進部門から独立した管理部署の設置により、相互牽制機能を強化し、以下のよう
に管理している。

- ・規程や手続き等の整備・周知徹底と独立したリスク管理部署による一次的チェック機能の発揮。
- ・独立した内部監査部門の定期的な内部監査実施による二次的チェック体制の確立。

具体的には、量的に管理するリスクについて、業務推進部門から独立した管理部署(融資企画部、市場管理部、企画部等)を、質的に管理するリスクについては、専担の管理部署(総務部、事務部、システム企画部、業務管理室等)を、また、内部監査を専担する部署として、検査部を設置している。

信用リスクについては、「貸出その他与信規程」に基づいたリスク管理を実施し、また、信用格付の導入により、貸出ポートフォリオの質的な面を管理するとともに、特定の業種や地域にかたよらないバランスのとれた貸出運営を行っている。

市場リスクについては、「市場リスク管理規程」に基づいたリスク管理を実施し、トレーディング業務のリスク上限枠をVaRで設定する等、新しい管理手法を導入している。

その他のリスクについても、それぞれのリスク管理部署にて、規程を整備するなど適切なリスク管理を実施している。

各部の役割・権限は「事務分掌規程」、「決裁権限規程」により明確化している。

ロ．経営陣のリスク管理への関与状況

リスク管理に係る情報は、個々のリスク管理部署から所管役員宛定期的に報告され、所管役員がリスクの削減等を直接指示できる体制としている。

また、経営陣をメンバーとする融資・審査会議、ALM会議、管理体制改善委員会等でリスクの状況及び管理状況を検討し、融資方針の決定、金利リスクに対するヘッジ方針の決定等を行っている。

各種会議の決定事項は、経営会議の報告事項としており、所管役員以外にもリスク管理情報が開示される体制をとり、経営陣のリスク管理への積極的な関与を図っている。

(図表12) リスク管理の状況

	リスク管理部署	現在の管理体制	過去1年間にみられた改善を要する事例の件数および概要
信用リスク	融資企画部 融資部 東京融資部 審査部 東京審査部	<ul style="list-style-type: none"> ・営業推進部門から独立した審査体制。オン・オフの一体審査(融資企画部が統括)。 ・信用格付制度を採用、取引先管理に活用。 ・信用格付別倒産確率に基づきクレジットスプレッドを算出、適正な付利を目指す。 ・信用格付別・業種別のポートフォリオを融資・審査会議へ定期的に報告。 ・信用リスクの統括部門、審査管理部門から独立した検査部資産監査室が、自己査定結果の正確性と償却引当の正確性を検証。 	<p>1件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・信用リスク管理体制の充実 平成10年7月、信用リスクの統括部門として融資企画部を創設。また、問題債権の管理部門としての審査部、東京審査部の債権回収指導、取引先の再建指導機能を強化。
金利リスク	企画部 市場管理部	<ul style="list-style-type: none"> ・ALM会議(議長、副議長)で金利リスクと収益の状況を協議、金利予測に基づきヘッジ方針を決定(月次)。 ・管理手法は、主要運用商品の簿価残高、マチュリティアダプ表に基づいた資金キャップ分析・金利変動の収益シミュレーション。 ・補足手法としてVaRを導入。對自己資本額、対業務総利益額と比較検討。 	<p>1件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市場リスク管理に係る諸規程の整備 平成10年7月に「ALM会議規程」を制定。
カントリーリスク	融資企画部 東京融資部	<ul style="list-style-type: none"> ・「国別与信限度額管理制度」を設定し、米国など一部の信用状態の極めて良好な国を除き、一国に対する与信リスクの集中を防止。限度額管理は月次。 ・大和銀総合研究所の格付(年2回実施)により、カントリー・リスクを評価。 ・限度額は、カントリー・リスクの格付とその他経済指標に基づき決定。 	
マーケットリスク	市場管理部 企画部	<ul style="list-style-type: none"> ・ALM会議で市場リスクに対する上限枠を半期毎に設定(トレーディング業務についてはVaR手法による)。 ・ALM会議で設定された上限枠の範囲内で、各附拠点、個別商品のポジション限度枠、損失限度枠を設定。 ・「市場リスク管理規程」に基づき管理。 ・リスクの状況は日次でモニタリングし、所管役員へ報告。月次でALM会議へ報告。 	<p>2件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ミドルとバックの厳格な分離 平成10年7月、市場管理部のバック部門を市場管理部市場事務センターとして分離し、牽制機能を強化。 ・フェアプライスチェックの具体的基準の明確化。 10年9月、マニュアル制定。
流動性リスク	資金証券部 市場管理部 企画部	<ul style="list-style-type: none"> ・ALM会議で流動性資金要調達額(オーバーナイト及び1週間)、円貨ネットポジション等のガイドラインを設定。 ・「流動性リスク管理規程」に基づき資金証券部が円貨・外貨の流動性リスクを統合管理。 ・リスクの状況は担保力等の状況も含め月次でALM会議へ報告。 ・ALM会議で資産・負債の状況をモニタリングし、運用・調達方針につき協議。 ・流動性の高い米国債等の保有や円投枠を設定、緊急時の外貨流動性を確保。 ・緊急時の対応については、「流動性リスク管理規程」で規定。 	<p>1件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・流動性リスク管理及び流動性危機時の対応の明確化。 平成10年12月「流動性リスク管理規程」を制定。

	リスク管理部署	現在の管理体制	過去1年間にみられた改善を要する事例の件数および概要
オペレーショナル リスク	事務部 システム企画部	<ul style="list-style-type: none"> ・「管理部門打合せ」(部長レベル)を開催。システム構築に際し事務リスク・システムリスクの管理強化策を設計に盛り込む体制。不祥事件や業務上の事故等が発生した場合、事務面、管理面の問題点を検証し、是正策を講じ、再発を防止。 ・「管理部門打合せ」の討議内容は、「管理体制改善委員会」(委員長頭取)で報告。特に重要な事項は、「事務統括会議」(議長副頭取)を開催し、討議。 ・部店内検査、検査部による臨店検査、事務部による臨店指導を実施。 	<p>1件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・端末入力の実行権限管理の厳正化。 システム上のチェック機能を強化。
EDPリスク (ハード面) (ソフト面)	システム企画部	<ul style="list-style-type: none"> ・センター機器・回線のバックアップ対策としてファイルの二重化、バックアップ機の準備、ホットスタンバイ機能の具備等の対応実施。 ・ソフトウェアの安全対策、オペレーション面の安全管理のため、ユーザーID・パスワードによる管理等を実施。 ・検査部システム監査室による監査を定期的に実施。 ・コンテンツ・センシティブ・プランを整備。 ・コンピュータ・2000年問題については「2000年問題委員会」を設置し、関係会社を含め全行的な対応を推進し、進捗状況を管理。 	<p>2件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NTTの回線障害によるATM及び営業店端末の使用不能(2件)。 10年5月 長吉支店 10年10月 神戸支店 他13ヶ店 (NTTに対して改善申入れ済)
法務リスク	総務部 業務管理室	<ul style="list-style-type: none"> ・総務部法務室が経営上の法的事項について調査・研究。 ・各業務の所管部が法令等を踏まえ、規程・事務取扱手続等を策定し、部に周知・徹底。 ・各部から独立した組織である業務管理室が業務運営における各種法令等の遵守状況を監視。 ・コンプライアンスに関する情報を一元管理するため平成10年8月に本部・営業店にコンプライアンス責任者を設置。 ・検査部はROCに重点を置いた検査を実施。 	<p>1件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本部検査の充実 本部検査の対象を拡大し、平成10年10月より全本部に対してコンプライアンス項目の遵守状況を中心とした検査を開始。
レピュテーション リスク	企画部	<ul style="list-style-type: none"> ・ディスクロージャーの充実による経営情報の一層の公開。 ・事実関係の迅速な把握とマスコミ等への正確な情報提供による事態対応。 ・関係本部より営業店に対し、適宜正確な情報提供を行い、取引先の不安・動揺を払拭すべく指示。 	

(2)資産運用に係る決裁権限の状況

貸出金等に係る方針については、「期初業務運営に関する事項」を決議事項としている「経営会議」において、毎期策定する業務計画の中で決定している。

「ALM会議」では、預金・貸出・株式・債券等の上限枠又はガイドラインの設定を決議事項としており、半期毎に「債券ポートフォリオ上限枠」、「株式等限度枠」等を設定している（現状、貸出金に係る上限枠等は設定していない。）。

また、貸出金等については「融資・審査会議」において、与信ポートフォリオ運営に関する方針を決定し、業種別、個社別、国別等によるクレジットリミットを設定することとしている。

個々の貸出金等の審査については、融資企画部、融資部、東京融資部、審査部及び東京審査部が地域、取引先等に応じて所管し、上記各部の決裁権限規程により取引種類・金額毎に決裁権限を定めており、特に金額の大きいものについては、代表取締役決裁、合議決裁(代表取締役と所管常務取締役の2名の決裁が必要)等としている。逆に、金額が小さいもの等については、一部、営業店の部店長の権限として認めており、その範囲については「貸出その他与信規程」により営業店毎に定めている。

貸出金等以外の資産運用に関しても、個々の取引の審査については、市場業務関連(資金、証券、為替)は市場管理部（一部は融資部門との共管）、株式等の政策保有は資金証券部投資審査室といった形で、所管部を明定しており、貸出金等と同様に金額等に応じて決裁権限を定めている。

(3)行内企業格付け、ローングレーディングによる管理の状況

行内の企業格付けは、信用リスク管理の高度化のため、平成8年4月に導入した財務格付制度と、平成9年2月に導入した信用格付制度がある。

財務格付は、企業の信用リスクを判定する指標として長期的な債務履行の確実性の観点から、自己資本の充実、厚みのあるキャッシュフロー、安定した利益などの基本項目に、短期の資金繰りと財務上の異常値分析を加味し、特別AからE - まで10段階に格付している。財務格付の導入により、営業店と本部の財務内容に関する判断基準の共有を図ることが可能となった。

信用格付は、個別与信および与信ポートフォリオの管理高度化、信用リスク計量化のためのインフラ整備、問題与信の早期発見・早期対応、個別与信審査の改善および合理化、早期是正措置への対応を目的として、財務格付を高度化したものである。

財務格付をベースに、含み損益や不良資産などの資産内容評価と今後3～5年を展望した将来の債務履行の確実性に影響を与える可能性のある定性的要因の評価を行う。さらに、要監視先選定基準によるチェックを行ない、正常先(特別AからD)と要注意先・破綻懸念先、経営破綻先(実質破綻先、破綻先)の12段階で信用格付している。

格付の見直しは、債務者の決算期毎に「定時見直し」を行っているほか、債務者の信用力に重大な影響を与えるような後発事象が発生した場合は、臨時見直しを行っている。

与信を行う場合には格付の承認を必要とすることとしており、また、与信の認可に関する部店長権限の行使に信用格付に応じた制限を設ける等、信用格付の与信管理への活用を図っている。

【信用格付を活用した与信管理の状況】

信用格付承認手続
承認権限
・部店長権限による承認： 与信総額100百万円以下かつ部店長権限与信のみ先で正常先の承認を得る場合 部店長権限の預金・債権担保与信、信用保証協会保証付与信のみの先
・本部権限による承認： 上記以外の与信先
承認内容
・信用格付区分
・取引方針(信用格付区分及び取引状況等を勘案した融資取引方針の大枠)

個別与信への反映 与信認可 ・ 部店長権限行使に信用格付に対応した制限を設定 貸出条件等 ・ 信用格付区分、取引方針に沿った条件交渉 ・ 信用格付別クレジットスプレッドの制定
--

ポートフォリオ管理 信用格付を基準とした融資構造分析(取引順位別、与信平残別等)を行い、 営業店別の融資構造分析を還元(6ヶ月毎)するとともに、銀行全体の融資構造につ いて経営に報告(原則6ヶ月毎)
--

また、信用格付は前述のとおり早期是正措置への対応として自己査定における債務者区分と整合性を持たせており、信用格付承認先は信用格付により債務者区分を行っている。

【信用格付と自己査定における債務者区分の対応関係】

(信用格付)		(自己査定債務者区分)
特別A		正常先
A+		
A		
B		
C+		
C		
C-		
D		
要注意先		要注意先
要注意先		
破綻懸念先		破綻懸念先
実質破綻先		実質破綻先
破綻先		破綻先

平成10年1月には、信用格付別のクレジットスプレッドを制定し、信用格付および保全状況を考慮したリスク負担に対応する金利上乘せを図ることとした。信用格付A+から要注意に対し、0%から2.5%のクレジットスプレッドを制定しており、平成10年12月現在、新規融資実行分について25%程度の導入率となっており、11年度中に100%導入を目指している。

(4)資産内容

イ．金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律第3条第2項の措置後の財務内容

平成11年3月末の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」の合計額は、直接償却・債権放棄前で11,400億円程度と予想しており、担保等や引当(償却・債権放棄を含む)による保全率は90.1%程度となる見込みである。

(図表13)法第3条第2項の措置後の財務内容

	11/3月末 見込み (億円)	保全部分を除いた分の引当方針および具体的な目標計数
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	6,500	自己査定において 分類及び 分類(信託勘定を除く)とされた債権全額を予想損失額とし、予想損失額に相当する額を個別債権ごとに償却または個別の引当金の計上を行う。
危険債権	3,700	自己査定において 分類(信託勘定を除く)とされた債権に対し 予想損失額を見積り、個別債権ごとに個別の引当金を計上する。70%相当の引当を目処としている。
要管理債権	1,200	要管理先債権について、保全部分を除いた部分につき、予想損失率を15%を目安として貸倒引当金を計上する。
正常債権	108,300	平均残存期間を勘案して算出した適正な貸倒実績率を使用して、貸倒引当金を計上する。正常先債権については1年とし、要注意先債権については平均残存期間を勘案して算出する。

(注) 銀行勘定と元本補填契約のある信託の合算して計上しております。見込額には、直接償却及び債権放棄による減少見込額(約4,800億円)は考慮しておりません。

【上記債権の保全状況】

破産更生債権及びこれらに準ずる債権	危険債権	要管理債権	正常債権	
分類 (回収不能) 0億円	分類 (現時点で回収可能性ありと判断される部分) 500億円	分類 計 850億円 担保等の保全なし 600億円 不動産等の一般担保・保証で保全 250億円	破産更生等債権、危険債権、要管理債権以外の全ての債権	
分類 (現時点で回収可能性ありと判断される部分) 20億円	分類 (不動産等の一般担保・保証、清算配当で保全・回収) 800億円			
分類 (不動産等の一般担保・保証で保全) 1,520億円	分類 (国債や預金担保等の優良担保・保証及び個別の引当金により保全) 2,400億円	分類 (国債や預金担保等の優良担保・保証により保全) 350億円		
分類 (国債や預金担保等の優良担保・保証及び個別の引当金により保全) 4,960億円				
与信計(A) 6,500億円 保全率：99.7%	与信計(B) 3,700億円 保全率：86.4%	与信計(C) 1,200億円 保全率：50.0%	与信計(D) 108,300億円	総与信計(A～D) 119,700億円

問題債権合計(A～C)	11,400億円	保全率：90.1%
-------------	----------	-----------

(注)直接償却・債権放棄等による減少見込額は、破産更生等債権、危険債権の 分類に含めております。

ロ．全銀協統一開示基準

下記計数は平成10年12月末現在の概算値であり、新基準における破産更生債権に該当する貸出金は、現時点ではリスク管理債権に該当しないものも、全額いずれかの開示区分に計上している。
 (例)親会社が実質破綻先の場合、子会社は現状延滞してなくとも債務者区分は親会社と同じ区分とし破綻先債権に計上。
 また、新基準における危険債権、要管理債権に該当する貸出金についても、平成11年3月末においてリスク管理債権に該当しないことが明らかな場合を除き、現時点では全額いずれかの開示区分に計上している。

(図表14)リスク管理債権情報(注1)

(億円、%)

		10/3月末 実績	10/9月末 実績	11/3月末 見込み 2.
破綻先債権額	銀行勘定	2,396	2,034	2,950
	信託勘定	34	17	20
延滞債権額	銀行勘定	2,059	2,063	2,190
	信託勘定	71	92	90
3か月以上延滞債権額	銀行勘定	522	569	880
	信託勘定	77	115	110
貸出条件緩和債権額	銀行勘定	4,179	4,191	4,430
	信託勘定	240	261	30
イ.金利減免債権	銀行勘定	2,385	2,508	2,300
	信託勘定	173	232	5
ロ.金利支払猶予債権	銀行勘定	307	428	675
	信託勘定	19	21	20
ハ.経営支援先に対する債権	銀行勘定	963	795	1,000
	信託勘定	47	7	5
ニ.元本返済猶予債権	銀行勘定	442	452	450
	信託勘定	0	0	0
ホ.その他	銀行勘定	82	8	5
	信託勘定	0	0	0
合 計	銀行勘定	9,156	8,857	10,450
	信託勘定	423	486	250
会計上の変更により減少した額(注2) 1.		-	-	-
比率(銀行勘定)	/銀行勘定総貸出	8.87	8.90	10.53
比率(信託勘定)	/信託勘定総貸出	4.90	5.98	3.30
個別貸倒引当金	(A)	3,796	3,416	5,490
引当率	(A)/(+)	39.62	36.56	51.30

(注1)全銀協の「有価証券報告書における「リスク管理債権情報」の開示について」(平成10年3月24日付、平10調々第43号)の定義に従い計上しております。貸出条件緩和債権について複数の項目に該当するものについては最も適当と判断した項目に計上しております。

(注2)会計方法の変更により資産から控除される間接償却部分につきましては、まだ金額が不確定のため、開示債権から控除していません。従って、個別貸倒引当金の見込残高も控除していません。また平成10年12月末現在を基準日として実施している自己査定により、リスク管理債権の概算値を計上しています。従って、総貸出残高も平成10年12月末の計数を使用しています。

【参考】特定債務者支援引当金を含めた場合の引当率

(億円、%)

	10/3月末 実績	10/9月末 実績	11/3月末 見込み
特定債務者支援引当金(B)	687	733	1,700
引当率 ((A)+(B))/(+)	46.80	44.40	67.19

債権放棄額がまだ確定できないため、特定債務者支援引当金の取崩しも考慮していません。

(5) 償却・引当方針

イ. 従来の償却・引当方針

基本的な考え方

金融機関の経営の健全性確保と経営破綻の未然防止等を目的とする早期是正措置の趣旨を踏まえ、その前提となる資産の自己査定を厳正に行い、その結果を適正に償却・引当に反映させることにより、財務の健全性を維持して行くことが重要と考えている。

当行における資産の自己査定は、旧大蔵省金融検査部長通達「早期是正措置制度導入後の金融検査における資産査定について」（蔵検104号 平成9年3月5日）に準拠し定められた行内基準である「資産の自己査定基準」に基づき、概略以下のように実施している。

(資産の自己査定概略)

対象 : 全資産

査定区分 : 回収の危険性または価値の毀損の危険性の度合いに従い、以下の4区分に分類

分類	「分類、分類および分類としない資産」であり、回収の危険性または価値の毀損の危険性について問題のない資産
分類	債権確保上の諸条件が満足に充たされないため、あるいは、信用上疑義が存する等の理由により、その回収について通常の数値を超える危険を含むと認められる債権等の資産
分類	最終の回収または価値について重大な懸念が存し、したがって損失の可能性が高いが、その損失額について合理的な推計が困難な資産
分類	回収不可能または無価値と判定される資産

実施頻度 : 年2回(6月末基準、12月末基準)

実施者 : 貸出金等の与信関連資産については、与信管理の統括部署である融資企画部が定めた「『貸出その他与信』にかかる自己査定マニュアル」に従い営業店が第1次査定を行い、所管融資部が第2次査定を実施。その他の資産については所管部が査定を実施。査定結果については検査部資産監査室が検証している。

償却・引当については、企業会計原則による規定および日本公認会計士協会の「貸出償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（銀行等監査特別委員会報告第4号 平成9年4月15日）に準拠して定めた「償却および引当金の計上基準」に従い、上記資産の自己査定の結果を踏まえ、それぞれの所管本部で必要と判断される額を計上することとしている。

体制強化

償却・引当の前提となる自己査定の適格性や、行内基準の遵守等を担保する内部統制を構築することが重要と考え、以下の措置を講じてきた。

基準の明文化： 「資産の自己査定基準」「『貸出その他与信』にかかる自己査定マニュアル」「償却・引当金の計上基準」等の基本規程は正式の行内手続を経た上で文書化している。

相互牽制の確保： 自己査定は営業店および本部所管部で実施しているが、査定結果については、これら営業関連部署から独立した部署である検査部資産監査室を設置（平成9年7月）し、監査することとした。
同様に、自己査定の結果導き出される償却・引当が適切かについても資産監査室で検証している。

なお、償却・引当金の計上額については、経営者が最終数値の判断に関する責任を負うため、自己査定結果に基づく償却・引当の計上額については経営会議等に検査部資産監査室から報告することとしている。

算定方法

a. 貸出金その他与信

まず債務者について、その財務状況、資金繰り、収益力等により返済能力を判定して、次の5段階に区分（債務者区分）している。

正常先	業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる先
要注意先	財務内容が脆弱または業況が低調ないし不安定な先など与信先として現況に不安を有し業況に注意を要する先、予防的な監視が必要な先

要注意先	深刻な財務状況にあり、早急な立ち直りは期待できない先、金利減免棚上げを行っているなど貸出条件に問題がある先、元本返済または利息支払いが事実上延滞しているなど特に業況に注意を要する先
破綻懸念先	現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状況にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きな先
破綻先	経営破綻を露呈している先
実質破綻先	法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが無い状況にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている先
破綻先	法的・形式的な経営破綻の事実が発生している先

次に、資金使途、返済原資など貸出金の内容、担保・保証等の状況を勘案の上、前記～の4段階に債権を分類の上、償却・引当を実施している。

主な算定基準は以下のとおり。

債務者区分が「正常先」「要注意先」の債権については、各々の貸倒実績率に基づき貸倒引当金（一括評価）を計上する。

債務者区分が「破綻懸念先」の債権については、債権額から回収見込額を差し引いた差額（分類額）に倒産確率を乗じて算出した額を貸倒引当金（個別評価）として計上する。ただし、倒産確率の行内データが利用可能となるまで、当分の間は原則として倒産確率を50%とみなす。

債務者区分が「破綻先」の債権については、分類に相当する額を貸倒償却または貸倒引当金（個別評価）を計上する。

上記の他、合理的な再建計画に基づき経営支援を行っている先の分類資産については、「債権放棄」または商法第287条の2による引当金（「特定債務者支援引当金」）を計上する。

b. 有価証券

分類と査定した相当額について当該事業年度（中間期を含む）に「償却」を行う。

尚、有価証券の評価については、営業成績と直接関係のない政策保有株式の一時的変動が期間損益に大きな影響を与えることは好ましくないとの考え方に基づき、原価法を採用しているが、回復の可能性のない場合は強制低価による償却を行うこととした。

c. その他の資産

- ・ 仮払金は、分類について当該事業年度に償却（雑損）を行う。ただし、税法で費用と認定されない場合は貸倒引当金（個別引当）を計上する。
- ・ 未収利息は、分類について貸倒引当金（個別評価）を計上する。
- ・ その他の資産については、その資産性を勘案し、回収の危険性または価値の毀損の度合いに応じ、商法および企業会計原則を踏まえて償却・引当を実施する。

d. 元本補填契約のある信託財産

- ・ 貸出金は原則として法人税基本通達の形式基準および実質基準の要件を充たすものは「貸倒償却」を行う。
- ・ 有価証券、その他資産については銀行勘定の基準に準じる。

債権放棄の考え方

（残存債権の回収がより確実となる等の合理性を有する場合とはどのような場合か）

現状経営難もしくは経済的困窮に陥っている取引先に対し、債権放棄の手法による支援を行う場合には、次の観点から総合的に検討し、実施している。

- a. 取引先の再建計画（経営改善計画）が、妥当であること。
 - ・ 収益計画が、適正であること。すなわち、将来の売上および収益の見積もり、および支出の見積もりが適正であること。
 - ・ 取引先自身が、徹底した合理化策をとっていること。
 - ・ 以上の観点から検討した結果、再建計画が妥当で、取引先の再生の見込が高いこと。
- b. 債権放棄を行った結果、収益をあげる体質にあること。
 - ・ 取引先の不良資産等から生じた損失の部分を切り離すことにより、残された部分で収益があげられ、維持できること。
 - ・ いわゆる赤字の再生産がないこと。
- c. 上記 a、b の結果、取引先の再生につながることで、残存債権の回収が確実となること。

尚、この他に、代表者の辞任等、経営責任の明確化という観点も重視している。

ロ．公的資金による株式等の引受け等を踏まえた自主的・積極的な償却・引当方針

基本的な考え方

以下のような状況に鑑み、貸借対照表で圧倒的な割合を占める「貸出その他与信」に係る予防的引当を拡大する。

- ・我が国の金融システムに対する内外の信認を回復することが現下の喫緊の課題であり、また、ペイオフの開始される2001年4月を展望すると不良債権はそれに先立って速やかに処理する必要があること。
- ・現在の経済状況等から判断して、分類債権については、その多くが償却につながる可能性が高くなってきていること。

また、有価証券については会計処理の継続性および経営の安定性確保の観点から引き続き原価法を採用する方針であるが、平成13年度より金融商品の時価会計が導入されることを踏まえ、それまでに有価証券の含み損を解消すべく、この削減に向けた早期対応も必要であると考えている。このため、以下のような方法により処理を進める。

- ・通期1,500億円程度を目処に保有株式の残高の圧縮を図り、その過程の中で実現損として処理する。
- ・時価が簿価の50%を下回っている株式については、個別に回復可能性を勘案のうえ強制低価による償却を進める。

なお、前述のように、今後の業務再構築の中で、信託部門については年金信託を軸に更なる収益向上を図るとともに、将来の合併・分社化を視野に入れてカンパニー制を導入する。一方、国内バンキング部門についてはスーパー・リージョナル・バンクとして関西を中心としたリテール業務強化で収益の向上を図る。こうした体制轉換が確固たるものとなった時には、年金信託などホールセール部門を合併・分社化等により切り離し、有価証券含み損の処理原資とすることも可能である。

体制強化

資産監査室は、これまで「資産の自己査定基準」の作成、各所管部が作成した自己査定関係のマニュアル類の内容検証、自己査定結果の検証ならびに経営陣への報告、償却・引当の適切性の検証等を行ってきた。今後は、自己査定の統括部署としての位置づけをより明確にし、自己査定のあらゆる段階で主導的役割を果たすべく、現在以下のような機能拡充を検討中であり、これに対応するための体制強化を図ったところである。

信用格付制度の改定への関与

従来、自己査定関係のマニュアル類については原案作成段階から関与し内容検証を行ってきたが、自己査定における債務者区分の基礎となる信用格付制度の改訂には直接関与していなかった。このため、融資企画部との共管とする方向で検討中である。

信用格付における正常先のチェック強化

従来、自己査定に先立ち一部の営業店に対し特別臨店検査を行い格付承認申請の検証を行い、また、自己査定結果の検証過程で信用格付の妥当性に疑問があるものについては所管部と協議を行ってきた。しかし、前者は一部の営業店にとどまり、後者は原則要注意先以下のチェックにとどまるため、正常先と区分された債務者のチェックが不十分であった。このため、特別臨店検査を拡充する方向で検討中である。

資産監査室の人員強化

上記のような機能強化に対応するため、10年上期中平均で専任・兼務をあわせて6.3名であった体制を、専任のみで10名とした。

算定方法

「基本的な考え方」に記載のとおり、予防的引当の充実を図るため、「貸出金その他与信」に係わる償却・引当基準を下記のように見直す。

債務者区分が「正常先」の債権については、従来通り、貸倒実績率に基づき貸倒引当金(一括評価)を計上する。

債務者区分が「要注意先」の債権については、従来、要注意先全体の貸倒実績率に基づき一括して1年分の貸倒引当金(一括評価)を計上していたが、より細分化して「要注意先」、「要注意先」各々の区分毎の貸倒実績率を適用するとともに、債権の平均残存期間分の貸倒引当金(一括評価)を計上する。

更に、要注意先債権のうち「要管理債権」に該当する債権については、予防的引当として、担保・保証等控除後の残額の15%を貸倒引当金(一括評価)として計上する。

債務者区分が「破綻懸念先」の債権については、回収可能額を控除した残額(分類)に個別債権毎に予想損失率を乗じた額を予想損失額として貸倒引当金(個別評価)に計上する。ただし、予想損失率の行内データが整備されるまで、当面の間は70%を目安とする。

債務者区分が「破綻先」の債権については、従来通り、
・ 分類に相当する額を貸倒償却として処理するか、または貸倒引当金（個別評価）を計上する。

元本補填契約のある信託財産の貸出金等については、従来、法人税法基本通達の基準を満たすもののみ貸倒償却を行っていたが、基準を満たすか否かにかかわらず分類額を直接償却する。

また、自己査定についても以下の見直しを実施した。

従来、「破綻懸念先」の定義が不明確で特に「要注意先」との区分が曖昧な部分があったが、債務履行上問題がなくとも財務上債務超過の深度が深い先は「破綻懸念先」とする等、金融検査マニュアル検討会「中間とりまとめ」（平成10年12月22日）の内容に沿って「『貸出その他与信』にかかる自己査定マニュアル」を改訂して基準を明確化し、平成10年12月末基準の自己査定より実施している。

今後、金融監督庁の「金融検査マニュアル」の内容が確定次第、担保評価の頻度等、その他の事項についても、同マニュアルの内容に沿った対応を行っていく予定である。

(図表15)不良債権処理状況

(億円)

	9/3月期 実績	10/3月期 実績	11/3月期 見込み
不良債権処理額(A)	2,572	4,075	7,167
うち銀行勘定	2,494	4,049	7,137
うち信託勘定	78	26	30
個別貸倒引当金等取崩額(B)	1,162	149	3,737
個別貸倒引当金目的取崩	1,162	142	3,190
C C P C引当金目的取崩	-	7	30
特定債務者支援引当金目的取崩	-	-	517
不良債権ネット処理額(A)-(B)	1,410	3,926	3,430
うち銀行勘定	1,332	3,900	3,400
貸出金償却	27	27	990
個別貸倒引当金純繰入	666	2,002	807
C C P C向け債権売却損	126	6	28
協定銀行等への資産売却損(注)	-	-	-
債権売却損失引当繰入額	111	121	46
その他債権売却損	31	41	62
特定債務者引当金純繰入	-	688	500
債権放棄損	371	1,015	967
うち信託勘定	78	26	30
貸出金償却	4	16	30
C C P C向け債権売却損	0	10	-
協定銀行等への資産売却損(注)	-	-	-
その他債権売却損	-	-	-
債権放棄損	73	-	-

(注)金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第53条で定められた協定銀行等への債権売却損。

(図表16)不良債権償却原資

(億円)

	9/3月期 実績	10/3月期 実績	11/3月期 見込み
業務純益(信託勘定不良債権処理前)	835	991	830
国債等債券関係損益	315	340	500
株式等損益	439	1,483	-
不動産処分損益	136	894	575
内部留保利益	-	454	-
その他	-	103	2,025
合計	1,410	3,926	3,430

10/3月期実績は特別法上の引当金取崩額、11/3月期見込は税効果会計適用によるものです。

八．管理部等における管理・回収方策

現在の管理・回収体制

下記のような方策により、問題債権の更なる悪化防止および不良債権の早期回収に努めている。

・問題債権の分別管理体制

問題債権については、明確な基準を設けて区分し、審査部または融資部の特別選定班で、正常債権と分別管理する体制としている。

当行主力の大口問題先、再建途上先については、審査部で重点管理を行うとともに、再建計画の進捗状況につき経営指導を行っている。

また、審査部内に再建支援チームと回収チームを設置し、臨店指導等を通じて営業店支援体制を強化している。

系列ノンバンクについても審査部で所管し、当行グループ全体として問題債権を管理する体制としている。

・問題先の処理、整理回収方針の明確化

毎月1回開催する融資・審査会議において、大口問題先の再建計画の妥当性等を検討し、与信方針を明確化している。

経営破綻先については、個社毎に具体的処理策をスケジュール化し、営業店と連携して不良債権の早期回収に努めている。

担保不動産の処分促進のため、不動産部にプロジェクトチームを設置し、不良債権の早期回収に努めている。

・営業店における管理体制

各営業店に問題債権の管理責任者を置き、本部との連携を取りながら、重点管理が可能な体制としている。

特定店については、専任担当者を配置し、問題先に対する管理強化を図っている。

・問題先に対する経営指導

問題先経営者から常時経営実態をヒアリングし、適切な経営指導を行うよう努めている。

当行主力先については、必要に応じて、再建指導を行う目的で人材を派遣している。

系列ノンバンクについては、主管部である関連事業部と連携して経営指導を行っている。

不良債権の回収強化策

上記の不良債権の管理回収方策に加え、次の諸施策による回収強化を検討している。

・共同債権買取機構利用の促進

共同債権買取機構については、不良債権処理の促進のため、発足当初より積極的に活用してきた。

	上期	下期	通期
平成4年度	-	263	263
平成5年度	344	444	789
平成6年度	1,961	356	2,317
平成7年度	103	474	576
平成8年度	125	31	156
平成9年度	3	-	3
合計	-	-	4,105

平成10年9月末現在、共同債権買取機構に対する貸出残高は778億円、これに対する債権売却損失引当金は233億円（引当率約30%）となっている。

共同債権買取機構の債権買取期間が延長されたことを踏まえ、今後も同機構の一層の活用により不良債権処理の促進を図る。

・バルクセール等による債権売却の促進

これまでも不良債権の回収促進のため、以下のような債権売却を進めてきた。

今後とも、バルクセールや証券化手法等の活用により、債権売却による不良債権処理の促進を図る。

【国内におけるバルクセール実績(元本額)】

平成10年度上期	880億円
----------	-------

【海外における債権売却実績(元本額)】 (単位：億円)

	バルクセール	個別売却	合計
平成6年度		63	63
平成7年度		82	82
平成8年度	22	197	219
平成9年度		367	367
平成10年度		224	224
合計	22	933	955

・不動産競売による不良債権処理促進

担保物件処分進捗状況を厳正に管理し、任意売却のできない物件については、円滑化された競売手続による処理促進を図る。

・債権管理回収業の利用検討

債権回収促進のため、債権管理回収業いわゆるサービサーの設立を検討する。

設立にあたっては、収益性、効率性と効果を総合的に慎重に検討を行う。

他社を利用することも選択肢として検討する。

二．行内企業格付けごとの償却・引当の目途

償却・引当の前提となる自己査定における債務者区分について、基本的に当行の信用格付制度の債務者区分を採用し、連動性を持たせている。

(図表17)過去1年間の倒産先 (件数、億円)

倒産1年前の 行内格付け	件数	金額
特別A	0	0
A+	0	0
A	0	0
B	0	0
C+	4	28
C	2	9
C-	14	74
D	20	57
みなし正常先	14	14
要注意先	74	513
要注意先	95	623
破綻懸念先	45	822
実質破綻先	0	0
破綻先	0	0
合計	268	2,140

(注)小口(与信額50百万円未満)は除いております。

(6)含み損益の状況

不動産の含み益については、本店他数ヶ店がその大部分を占めるが、平成11年3月期の不良債権処理のために一部費消する予定である。

有価証券の含み損益は、平成10年9月末で 3,132億円（支配株式を除く）であるが、うち株式の含み損益が 3,199億円であり、平成13年度から実施される金融商品の時価会計に対応するためにも、この含み損の早期解消が課題である。

（有価証券含み損解消への対応方針）

・総資産に占めるウェイトが9.2%と他行比高い上場株式を中心に、今後、年間1,500億円程度の残高圧縮を図り、その過程の中で実現損としての処理を進める。また、強制低価の要件に該当するものについては、個別に回復可能性を検討して償却を行う。こうした処理により今後4年間で500億円程度の含み損削減を図る。

尚、現時点では金融商品の時価会計の導入による自己資本への影響を合理的に算出することは困難であるが、上記含み損の削減も含めて、概ね以下のような影響を見込んでいる。

【金融商品の時価会計導入を考慮した場合の資本勘定の推移】 (単位：億円)

	11年3月期	12年3月期	13年3月期	14年3月期	15年3月期
資本勘定	9,348	9,417	9,584	8,116	8,542
(うち時価会計の影響額)	-	-	-	1,795	1,766

・関西リテール強化等によるスーパー・リージョナル・バンクへの体制轉換が確固たるものとなった時には、法人・年金信託部門を合併・分社化により切り離し、有価証券含み損の処理原資とすることも可能となる。

このため、国内銀行業務部門の業務再構築を早期に実現するとともに、信託部門においてはカンパニー制を定着させ、同部門をより強くするための共同事業化の相手を早急に見つけて合併・分社化により分離する。

(「2.(2)イ. b.カンパニー部門の合併・分社化による分離」(p.29)参照)

・近畿銀行、大阪銀行との提携では営業面での相乗効果および事務センター共同事業化等による経費削減により、年間30億円程度の業務純益の向上を目指す。このため、「業務提携委員会」での具体的検討を早急に進め、こうした業務純益の向上を実現して有価証券含み損の処理原資として充当する。

(図表18) 含み損益総括表

(億円)

	10/3月末				
	貸借対照表 価額	時価	評価損益	評価益	評価損
有価証券(注1)	29,103	26,974	2,128	681	2,810
債券	11,201	11,370	168	172	3
株式	16,021	13,904	2,117	482	2,600
(うち支配株式)	(816)	(290)	(525)	(-)	(525)
その他	1,879	1,699	179	26	206
金銭の信託	647	648	0	0	0
再評価差額金(注2)					
不動産含み損益	233	822	589	589	-
その他資産の含み損益(注3)			234	316	550

(注1) 「有価証券」のうち非上場有価証券の時価は、有価証券報告書において時価情報開示対象とするものについては時価相当額とし、その他のものについては貸借対照表価額としております。

(注2) 「土地の再評価に関する法律」に基づく事業用の土地の再評価は実施しておりません。

(注3) 「その他の資産の含み損益」には次の2つを計上しております。

特定取引勘定に含まれないデリバティブ取引の評価損益。

株式会社共同債権買取機構向け譲渡債権の含み損のうち含み損率が50%未満で引当処理を行っていないもの。

(億円)

	10/9月末				
	貸借対照表 価額	時価	評価損益	評価益	評価損
有価証券	27,313	23,506	3,806	838	4,645
債券	10,031	10,537	506	513	7
株式	14,904	11,031	3,873	294	4,168
(うち支配株式)	(816)	(141)	(674)	(-)	(674)
その他	2,377	1,937	439	29	469
金銭の信託	1,256	1,256	0	0	0
再評価差額金					
不動産含み損益	229	766	537	537	-
その他資産の含み損益			223	326	549

10/3月末分と同じ基準で計上しております。

(7)金融派生商品等取引動向

ニューヨーク事件以降、金融派生商品等の取引は対顧客取引及びそのカバー取引を中心としており、貸付金、外貨預金に関連する金利スワップ、先物外国為替取引のウェイトが高い。平成10年3月末と9月末との比較では、顧客ニーズを受けて通貨オプションが若干増加した他は、市場の流動性低下を受けてインターバンク取引の効率化を図ったことから、残高は減少または横直しとなっている。尚、先物外国為替取引の減少については、短期物の発行が可能となった譲渡性預金に予約付外貨預金から取引がシフトしたことによる影響も大きい。

(図表19)オフバランス取引総括表 (億円)

	契約金額・想定元本		信用リスク相当額(与信相当額)	
	10/3月末	10/9月末	10/3月末	10/9月末
金融先物取引	962	917	-	-
金利スワップ	34,936	29,359	730	705
通貨スワップ	3,136	2,506	258	237
先物外国為替取引	46,279	36,979	2,076	1,296
金利オプションの買い	3,323	3,184	26	20
通貨オプションの買い	4,486	4,662	45	69
その他の金融派生商品	7,958	8,103	62	92
一括ネットィング契約による与信相当額削除効果	-	-	42	28
合計	101,084	85,714	3,156	2,392

(注)B I S 自己資本比率基準ベースに取引所取引、原契約2週間以内の取引を加えたものを計上しています。

前述の通り、当行のオフバランス取引は、先物為替取引・金利スワップを中心とし、実需に根ざした顧客取引とそのカバー取引が主体となっている。取引先の倒産確率を考慮した「信用コスト」は2億円であり、「信用リスク相当額」2,392億円に比して非常に小さなものとなっている。また、信用コストの変動可能性の指標である「信用リスク量」についても7億円と小さな金額となっている。

(図表20)信用力別構成(10/9月末時点) (億円)

	格付BBB/Baa以上に相当する信用力を有する取引先	格付BB/Ba以下に相当する信用力を有する取引先	その他(注)	合計
信用リスク相当額(与信相当額)	2,092	119	179	2,392
信用コスト	0	0	1	2
信用リスク量	0	2	5	7

(注)個人取引(外貨定期)、格付がない先に対するインパクトローン関連取引等を計上しています。

年金信託受託実績

【参考データA】

企業年金の受託状況 (平成10年3月末) 出典：信託協会・生命保険協会・全国共済農業協同組合連合会、共同リリース

我が国の企業年金は平成10年3月末で6兆7千8億円を超え、厚生年金基金が1,874基金、加入者数1,193万人、適格退職年金が88,310件、加入者数1,046万人という大きな規模となっている。

当行はの中で、

厚生年金基金受託残高で48,089億円(シェア9.9%) 全国1位 信託1位
 適格退職年金受託残高で13,463億円(シェア7.0%) 全国6位 信託3位
 全体の受託残高は 61,552億円(シェア9.1%) 全国2位 信託1位
 というように大きな地位を占めている。

(単位：億円)

		厚生基金	シェア	適格年金	シェア	合計	シェア
信託	大和銀行	48,089	9.9%	13,463	7.0%	61,552	9.1%
	三井信託	33,958	7.0%	11,019	5.8%	44,977	6.6%
	三菱信託	41,110	8.4%	14,405	7.5%	55,515	8.2%
	住友信託	37,273	7.7%	13,479	7.0%	50,752	7.5%
	安田信託	39,278	8.1%	10,651	5.6%	49,929	7.4%
	東洋信託	32,690	6.7%	8,004	4.2%	40,694	6.0%
	中央信託	16,056	3.3%	4,312	2.3%	20,368	3.0%
	日本信託	4,215	0.9%	1,796	0.9%	6,011	0.9%
	外銀信託9行	8,805	1.8%	3,095	1.6%	11,900	1.8%
信託計		261,474	53.7%	80,224	41.9%	341,698	50.4%
生保	日本生命	41,161	8.5%	31,983	16.7%	73,144	10.8%
	第一生命	35,355	7.3%	18,348	9.6%	53,703	7.9%
	住友生命	21,715	4.5%	14,860	7.8%	36,575	5.4%
	明治生命	16,104	3.3%	11,939	6.2%	28,043	4.1%
	朝日生命	9,620	2.0%	6,452	3.4%	16,072	2.4%
	安田生命	7,409	1.5%	5,942	3.1%	13,351	2.0%
	その他	23,814	4.9%	17,631	9.2%	41,445	6.1%
	生保計	155,178	31.9%	107,155	55.9%	262,333	38.7%
全共連		-		1,793	0.9%	1,793	0.3%
投資顧問		70,299	14.4%	2,384	1.2%	72,683	10.7%
総合計		486,951	100.0%	191,556	100.0%	678,507	100.0%

(注) 年金指定単、給付専用ファンド、特別勘定を含む。年金特金は投資顧問欄に計上しております。

総合設立厚生年金基金の資産残高とシェア (単位：億円)

		資産残高	シェア	幹事件数	シェア
信託	大和銀行	27,256	21.2%	142	22.2%
	東洋信託	16,000	12.4%	75	11.7%
	安田信託	14,166	11.0%	56	8.8%
	三菱信託	14,098	11.0%	58	9.1%
	三井信託	10,129	7.9%	53	8.3%
	住友信託	9,902	7.7%	26	4.1%
	その他	9,968	7.8%	39	6.1%
	信託計	101,519	79.0%	449	70.2%
生保	第一生命	7,641	7.7%	59	13.2%
	日本生命	6,887	6.9%	37	8.3%
	住友生命	5,081	5.1%	41	9.2%
	その他	7,450	5.8%	54	8.4%
生保計		27,059	21.0%	191	29.8%
総合計		128,578	100.0%	640	100.0%

当行は「中小事業者を支援する」という経営理念に則り、業界単位の多数の中小事業者で設立する総合基金で圧倒的な強みを持っている。

国内業務部門の東西別の資源配分および業容（10年9月末）

資源配分		浜松以西 (関西圏)	比率	静岡以東 (首都圏)	比率	全店計
店舗	有人店舗	131	68%	63	32%	194
	無人店舗	221	89%	27	11%	248
	計	352	80%	90	20%	442

有人店舗 店質別内訳	都心店舗	13	62%	8	38%	21
	商工店舗	57	76%	18	24%	75
	住宅地店舗	31	56%	24	44%	55
	その他	11	61%	7	39%	18
	出張所	19	76%	6	24%	25

*行内のグループ分けによる。

人員	営業店	3,451	70%	1,494	30%	4,945
	本部	1,031	58%	737	42%	1,768
	合計	4,482	67%	2,231	33%	6,713

*東西営業部・公務部は営業店、東西信託部・不動産部は本部に計上。

営業店人員 業務別内訳	支店長・次長	254	67%	127	33%	381
	外交	761	65%	407	35%	1,168
	内部・庶務	2,436	72%	960	28%	3,396

*外交数には外交責任者を含む。

本部人員内訳	バンキング	641	59%	449	41%	1,090
	信託部門	390	58%	288	42%	678

主な業容

(単位：億円)

預金・信託残高	法人	37,954	63%	22,096	37%	60,050
	個人	38,794	78%	10,849	22%	49,643
	合計	76,748	70%	32,945	30%	109,693

*信託は、合同運用指定金銭信託(ヒット、スーパーヒットを含む)。

(単位：億円)

貸出残高 (銀行信託合算)	大企業	16,579	53%	14,448	47%	31,027
	中小企業	38,139	70%	16,661	30%	54,800
	個人	12,675	69%	5,798	31%	18,473
	合計	67,393	65%	36,907	35%	104,300

*大企業には中堅企業を含む(以下同様)。

貸出先数 (銀行信託合算)	大企業	1,462	56%	1,127	44%	2,589
	中小企業	33,248	79%	8,802	21%	42,050
	個人	224,945	76%	71,741	24%	296,686
	合計	259,655	76%	81,670	24%	341,325

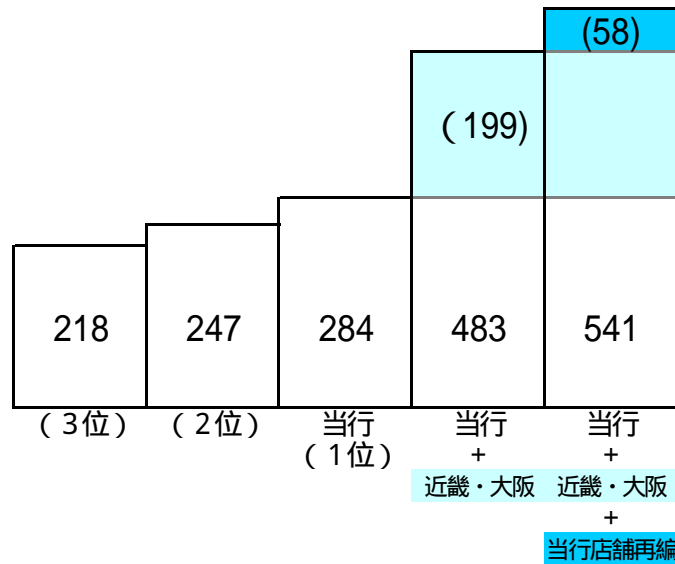
(単位：千口座)

個人取引	普通預金口座	3,895	78%	1,124	22%	5,019
------	--------	-------	-----	-------	-----	-------

大阪府における当行の位置づけ

【参考データC】

大阪府下No. 1の店舗ネットワーク (10年9月末、有人・無人合計)



大阪府下の個人預金残高 (単位：億円，%)

	10年3月末		10年9月末		増減
	都銀中シェア		都銀中シェア		
1位	50,045	27.9%	50,384	27.8%	339
2位	47,793	26.7%	48,613	26.8%	820
当行	28,856	16.1%	29,416	16.2%	560

大阪府下の法人預金残高(平残) (単位：億円，%)

	9年度下期		10年度上期		増減
	都銀中シェア		都銀中シェア		
当行	30,851	23.9%	31,061	24.2%	210
2位	29,384	22.7%	29,603	23.0%	219
3位	24,559	19.0%	24,079	18.7%	-480

大阪府下の貸出残高(平残) (単位：億円，%)

	9年度下期		10年度上期		増減
	都銀中シェア		都銀中シェア		
1位	97,348	23.5%	98,465	24.3%	1,117
2位	93,800	22.7%	89,821	22.2%	-3,979
当行	60,641	14.7%	57,776	14.3%	-2,865

大阪府の本金庫事務取扱銀行

- ・昭和4年、大阪府本金庫事務を一手に引受けていた大阪農工銀行が、大阪府に対して事務の煩雑さを理由に契約解除を申し入れた際、業務の非効率性から受託に消極的な銀行が多かった中、当行はその業務の公共性に鑑み、単独で大阪府の本金庫取扱事務を受託した。
- ・以来、大阪の地方公共団体から圧倒的なご支持を頂いており、現在、大阪府下の市町村45団体のうち33団体から指定金融機関として金庫事務の受託を受け、地域社会に密着した裾野の広い業務展開を行っている。

国内本部の現状

(10年9月末現在)

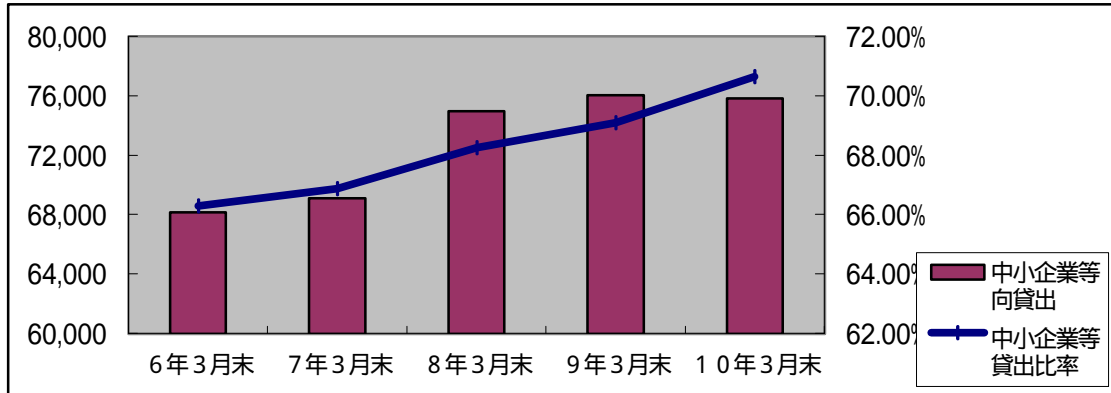
バンキング業務部門			マーケット部門		
	大阪	東京		大阪	東京
推進			市場管理部	5	24
ローン推進部	25	26	市場事務センター	7	30
渉外部	13		資金証券部	17	17
金融法人部	11	10	市場営業部		59
管理			証券業務部	16	15
支店部	56	27	合計	45	145
融資部	18	30			
審査部	19	17	信託部門		
融資企画部	16			大阪	東京
業務管理室	3	4	信託業務部	15	22
企画部	37		年金信託部	83	34
関連事業部	5		年金業務部	57	40
営業企画部	27	13	信財運用部	97	12
総務部	40	23	信託部	30	101
人事部	46	8	PB部	36	27
検査部	58	23	不動産部	61	45
管財部	22	20	信業 不動産鑑定室	11	7
システム企画部	29	4	合計	390	288
事務部	61	10			
国際事務センター	41	28	国内本部総計		
ローン事務センター	31	15		大阪	東京
秘書室	13	8	総合計	1,031	737
本店(東京)		2			
国際部		24			
国際部アジア営業部	13	4			
調査部	12	8			
合計	596	304			

(1) 中小企業等貸出比率

(単位：億円)

(単位：億円)	6年3月末	7年3月末	8年3月末	9年3月末	10年3月末
中小企業等向貸出	68,167	69,116	74,945	76,034	75,798
中小企業等貸出比率	66.29%	66.86%	68.24%	69.09%	70.64%

残高は銀行勘定・信託勘定合算

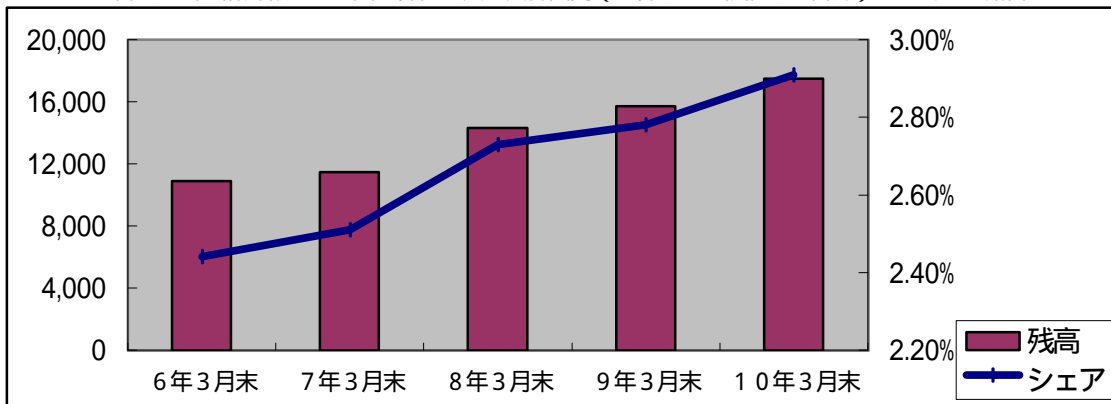


(2) 住宅ローン

(単位：億円)

	6年3月末	7年3月末	8年3月末	9年3月末	10年3月末
残高	10,888	11,467	14,322	15,727	17,480
シェア	2.44%	2.51%	2.73%	2.78%	2.91%

シェアは日銀経済統計月報の「全国銀行住宅資金貸付残高(銀行勘定・信託勘定合算)」に対する割合

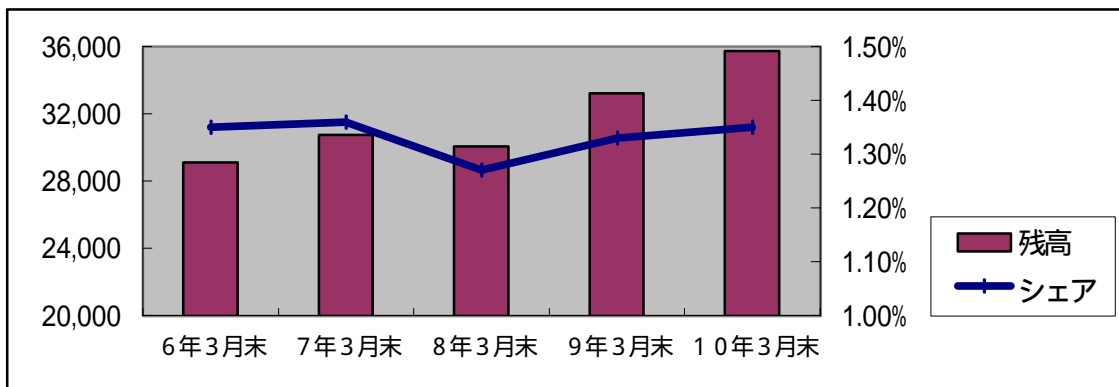


(3) 個人預金

(単位：億円)

	6年3月末	7年3月末	8年3月末	9年3月末	10年3月末
残高	29,103	30,747	30,057	33,224	35,725
シェア	1.35%	1.36%	1.27%	1.33%	1.35%

シェアは日銀経済統計月報の「国内銀行預金者別残高」の個人預金に対する比率



発行金額、発行条件、商品性の詳細

- (1) 株式の種類 株式会社大和銀行無額面乙種第一回優先株式
(以下「乙種第一回優先株式」という。)
- (2) 発行数 680,000,000株
- (3) 発行価格 1株につき600円
- (4) 発行価額の総額 408,000,000,000円
- (5) 資本組入額 1株につき300円
- (6) 資本組入額の総額 204,000,000,000円
- (7) 発行方法 株式会社整理回収銀行に直接全額割当ての方法により発行する。
- (8) 募集を行う地域 募集は行われぬ。
- (9) 新規発行による手取金の額および使途
(イ) 新規発行による手取金の額
- | | |
|----------|------------------|
| 発行総額 | 408,000,000,000円 |
| 発行諸費用概算額 | 1,450,000,000円 |
| 手取金額 | 406,550,000,000円 |
- (ロ) 手取金の使途 全額当行の運転資金に充当する。
- (10) 発行年月日 平成11年3月31日
- (11) 当該有価証券の上場を予定する証券取引所の名称 予定なし
- (12) 乙種第一回優先株式の内容に関する事項
(イ) 乙種優先配当金 利益配当を行うときは、毎年3月31日現在の乙種第一回優先株式を有する株主（以下乙種第一回優先株主という）に対し、普通株式を有する株主（以下普通株主という）に先立ち、乙種優先配当金を支払うものとし、その内容については次のとおりとする。ただし、当該営業年度において乙種優先中間配当金を支払ったときは、当該乙種優先中間配当金を控除した額とする。
- 乙種優先配当金
乙種優先配当金の額は、乙種第一回優先株式1株につき6円36銭とする。ただし、平成11年3月31日を基準日として支払う乙種優先配当金の額は、乙種第一回優先株式1株につき2銭とする。
 - 非累積条項
ある営業年度において乙種第一回優先株主に対して支払う利益配当金の額が前記a.の乙種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌営業年度以降に累積しない。
 - 非参加条項
乙種第一回優先株主に対しては、前記a.の乙種優先配当金を超えて配当は行わない。
- (ロ) 乙種優先中間配当金 中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の乙種第一回優先株主に対し、普通株主に先立ち、乙種優先中間配当金を支払う。乙種優先中間配当金の額は、乙種第一回優先株式1株につき3円18銭とする。
- (ハ) 残余財産の分配 残余財産を分配するときは、乙種第一回優先株主に対し普通株主に先立ち、乙種第一回優先株式1株につき600円を支払う。乙種第一回優先株主に対しては、上記600円のほか、残余財産の分配は行わない。
- (ニ) 優先順位 平成7年7月27日に発行した第一回優先株式（甲種優先株式）および乙種第一回優先株式の優先配当金、優先中間配当金ならびに残余財産の支払順位は、同順位とする。
- (ホ) 消却 いつでも乙種第一回優先株式を買入れ、これを株主に配当すべき利益をもって当該買入価額により消却することができる。
- (ヘ) 議決権 乙種第一回優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、法令の定める場合はこの限りではない。
- (ト) 新株引受権等 法令に定める場合を除き、乙種第一回優先株式について株式の併合または分割は行わない。
乙種第一回優先株主には、新株の引受権または轉換社債もしくは新株引受権付社債の引受権を与えない。
- (チ) 普通株式への轉換 乙種第一回優先株主は、乙種第一回優先株式の普通株式への轉換を請求することができるものとし、その内容については次のとおりとする。
- 轉換を請求し得べき期間
平成11年6月30日から平成21年3月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。
 - 当初轉換比率

当初轉換比率は3.114とする。

c. 轉換比率の修正

轉換比率は、平成12年6月30日以降平成20年6月30日まで毎年6月30日（以下修正日という）に、下記算式により計算される轉換比率に修正される。修正後轉換比率は、小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

$$\text{修正後轉換比率} = \frac{600\text{円}}{\text{時価} \times 1.020}$$

ただし、時価×1.020につき1円未満の端数が生じる場合はこれを切り上げた金額とする。修正後轉換比率が3.429（以下上限轉換比率という）を超える場合は、修正後轉換比率はかかる上限轉換比率とする。上記算式で使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。上記45取引日の間に後記d.に規定の事由が生じた場合においては、上記の時価は、d.に準じて調整される。

d. 轉換比率の調整

(a) 乙種第一回優先株式発行後次の各号のいずれかに該当する場合には、前記b.またはc.の轉換比率を下記算式（以下轉換比率調整式という）により調整する。ただし、轉換比率調整式により計算される轉換比率が、上限轉換比率を超える場合は、調整後轉換比率はかかる上限轉換比率とする。調整後轉換比率は小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

$$\text{調整後轉換比率} = \text{調整前轉換比率} \times \frac{\text{既発行の普通株式数} + \text{新規発行の普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{既発行の普通株式数} + \text{時 価}}$$

轉換比率調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合

調整後轉換比率は、払込期日の翌日以降、または募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後轉換比率は、株式の分割のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降、また株式の分割のための株主割当日がない場合は商法第220条にて準用する商法第215条第1項に規定された一定の期間満了の日の翌日以降、これを適用する。ただし、配当可能利益から資本に組入れられることを条件としてその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議をする場合で、当該配当可能利益の資本組入の決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための株主割当日とする場合は、調整後轉換比率は、当該配当可能利益の資本組入の決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。

轉換比率調整式に使用する時価を下回る価額をもって当行の普通株式に轉換または新株引受権を行使できる証券を発行する場合

調整後轉換比率は、その証券の発行日に、また募集のための株主割当日がある場合はその日の終わりに、発行される証券の全額が轉換またはすべての新株引受権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降またはその割当日の翌日以降、これを適用する。以降の調整においてはかかるみなし株式数は、実際に当該轉換または新株引受権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。

(b) 前記(a)各号に掲げる場合のほか、合併、資本の減少または普通株式の併合等により轉換比率の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する比率に変更される。

(c) 轉換比率調整式に使用する時価は、調整後轉換比率を適用する日（ただし、前記(a)号ただし書きの場合には株主割当日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その

小数第2位を四捨五入する。上記45取引日の間に当該転換比率の調整をもたらす事由が生じた場合においては、調整後転換比率は、本項d.に準じて調整される。

- (d) 転換比率調整式で使用する調整前転換比率は、調整後転換比率を適用する前日において有効な転換比率とし、また、転換比率調整式で使用する既発行の普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は、次に定める日における当行の発行済普通株式数とする。

株式分割により株券および端株券の提出を必要とする場合には、商法第220条にて準用する商法第215条第1項に規定された一定の期間満了の日
その他の場合には、調整後転換比率を適用する日の1か月前の日

- e. 転換により発行すべき普通株式数

乙種第一回優先株式の転換により発行すべき当行の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\frac{\text{転換により発行する普通株式数}}{\text{普通株式数}} = \frac{\text{乙種第一回優先株主が転換請求のために提出した乙種第一回優先株式数}}{\text{乙種第一回優先株式数}} \times \text{転換比率}$$

発行株式数の算出にあたって1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

- f. 転換により発行する株式の内容

株式会社大和銀行額面普通株式（現在1株の額面金額50円）

- g. 転換請求受付場所

名義書換代理人事務取扱場所
大阪市中央区北浜2丁目4番6号
株式会社だいこう証券ビジネス
本社証券代行部

（注）転換請求受付場所のほか、次の場所で転換請求の取次をする。

株式会社だいこう証券ビジネス 各支社
株式会社大和銀行本店、国内各支店

- h. 転換の効力の発生

転換の効力は、転換請求書および乙種第一回優先株券が前記g.に記載する名義書換代理人事務取扱場所に到着したときに発生する。

- i. 転換後第1回目の配当

乙種第一回優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金または中間配当金は、転換の請求が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日にそれぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。

- (リ) 普通株式への一斉転換

平成21年3月31日までに転換請求のなかった乙種第一回優先株式は、平成21年4月1日をもって、乙種第一回優先株式1株の払込金相当額を平成21年4月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）で除して得られる数の普通株式となる。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。この場合、当該平均値が、普通株式の額面金額または100円のいずれか高い金額を下回るときは、乙種第一回優先株式1株の払込金相当額を当該いずれか高い金額で除して得られる数の普通株式となる。上記の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、商法に定める株式併合の場合に準じてこれを取扱う。

乙種第一回優先株式の一斉転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金または中間配当金については、前記(チ)普通株式への転換・転換後第1回目の配当の定めに基づいてこれを取扱う。

- (13) 乙種第一回優先株式の取得者に関する事項

名称	株式会社整理回収銀行
住所	東京都港区虎ノ門5丁目1番4号
資本金	160,000百万円
代表者の氏名	代表取締役社長 水野 繁
事業の内容	破綻金融機関との合併により承継し、または破綻金融機関から譲り受けた営業の整理を行い、ならびに破綻金融機関から買い取った資産の管理および処分を行うこと等。

- (14) 出資関係、取引関係、その他これらに準じる取得者と提出会社との関係

- (イ) 出資関係 当行は取得者の株式を0.375パーセント所有する。
- (ロ) 取引関係 取得者からの劣後特約付借入金の借入等。
- (ハ) 人的関係 当行の従業員15名を取得者の従業員に出向させている。
- (15) 保有期間その他乙種第一回優先株式の保有に関する事項についての取得者と提出会社との間の取り決めの内容

該当なし

(16) その他の事項

- (イ) 当行の平成11年2月28日現在における発行済株式数および資本の額

発行済株式数	普通株式	1,613,570,977株
	第一回優先株式	50,000,000株
資本の額		235,047,969,782円

(注) 当行は平成11年2月10日の取締役会決議において第三者割当増資による新株式(普通株式293,380千株)の発行を決議しておりますが、上記発行済株式数および資本の額には含んでおりません。

- (ロ) 乙種第一回優先株式の発行は、平成11年2月10日に当行取締役会で発行決議に基づき平成11年3月13日に発行を予定している普通株式の第三者割当増資による新株式の発行に基づく授權株式数の拡大を条件とする。

以 上